

会

議

午前10時01分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市長。

○市長（松木正一郎） おはようございます。貴重な時間を頂戴しまして申し訳ございません。

昨日、本9月定例会の議案につきまして、議案申入れを行いました。それに併せまして、実はほかに誤りがないかどうか、もう一度、丁寧に確認を私どものほうでいたしましたところ、まだございました。本当に恐縮でございます。議案の差し替えをお願いしたいと思いますので、ここでおわびとともににお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいま市長から報告のありました件につき、議会運営委員会に諮りたいと思います。委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで、暫時休憩します。

午前10時2分休憩

---

午前10時52分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの議会運営委員会において、認第8号、認第9号及び認第10号の差し替えについて協議した結果を御報告いたします。

今回の差し替えについては修正箇所が大変多く、議会としても容認できないため、てん末の分かる経緯報告書及び再発防止策を提出していただくことといたしました。

以上です。

市長、何かございますか。

市長。

○市長（松木正一郎） 今、議長のほうからお話をございました。ただいまの議会運営委員会におきまして様々な御指導を頂戴したところでございます。関係者の処分について検討する

とともに、この公営企業会計というシステム上、チェック機能が十分じゃないというふうに今、感じておりますので、この機能強化に向けて体制を見直すこといたします。

これらについて、てん末書として、後日、皆様のほうに提出させていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。本日は大変申し訳ありませんでした。

---

### ◎一般質問

○議長（中村 敦） それでは、日程に戻りたいと思います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番、1、夏期海岸対策と、第3次下田市観光まちづくり推進計画について。2、観光客の「足」をいかに確保するか。3、下田中学校の部活動と地域スポーツへの移行について。4、現在の都市計画関連計画の現状について。5、75歳以上の人間ドック補助について。

以上、5件について、7番 岡崎大五議員。

#### 〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○7番（岡崎大五） 7番、市民のみかたの岡崎大五でございます。議長の通告に従い、一般質問いたします。

①夏期海岸対策と、第3次下田市観光まちづくり推進計画について。

この夏も猛暑のさなか、毎日のように白浜大浜のパトロールに従事されてきた観光交流課の職員の皆様、そして、週末に交替で従事された松木市長をはじめ、幹部職員の皆様、大変お疲れさまでございました。深く感謝申し上げます。

一方で、気候変動やレジャーの多様化等が相まって、年々、日本全国の海水浴が衰退しているのは、この伊豆下田においても例外ではありません。各浜の今夏の入込み客数と市全体の来遊客数、ここ数年の推移をお知らせください。

伊豆縦貫自動車道の河津下田間が開通し、国交省によれば、下田回り6に対して河津回り4の割合となっているそうで、その分、下田の稲梓から414号線を通って中島橋交差点に入る車が増加している印象です。一方で、白浜・外浦地区においては、こうした傾向が来遊客の減少に拍車がかかっているのではないかと懸念が示されていますが、どのように分析されていますでしょうか。

河津町、東伊豆町では、誘導対策として、昨年末に河津町梨本辺りに、河津町と東伊豆町が共同で案内板を設置し、その折には、白浜の案内板も一緒に設置できないか検討していた

だきましたが、既に発注済みだったので断念した経緯があります。今やナビが普及しており、河津回りでも下田中心地回りでも、道に迷うことはありませんが、夏の白浜での渋滞はほぼなくなったものの、来遊客減が深刻な中、伊豆縦貫自動車道の工事の進捗に伴い、今後、ますます白浜は通りかかる場所から、わざわざ行く場所になってしまいます。いま一度、白浜海岸案内板の設置を検討していただくことは可能でしょうか。

各支部の独立採算部門が大きかった下田市夏期海岸対策協議会予算も、コロナ禍に下田市補助金負担が大きくなっています。令和元年度には1,372万円だった予算が、今年度には4,850万円まで膨張し、来遊客は大幅に減っているにもかかわらず、予算だけが大幅に増加するという市民理解が得られない事態が続いている。

昨年の決算審査特別委員会で指摘された最も大きなこの改善点は、今年度も改められず、結果として、こうした予算編成市政が、過去最大の地方債残高に結びついているのではないかと推察されるところです。

中でも、特殊警備に対する予算（決算）が年々増加しています。令和4年度から導入されていますが、今年度までの特殊警備費の予算（決算）の推移をお知らせください。

海水浴客が減り、白浜大浜の客層もファミリー連れにチェンジしてきていると担当課から報告を受けています。特殊警備を導入して4年になりますが、一定の成果は出ているのではないかでしょうか。また、下田市の財政事情を鑑みた場合、特殊警備費用を削減し、同時に、抜本的な警備体制の見直しが必要ではないでしょうか。6月定例市議会でも江田議員が質問されました。下田市海水浴場に関する条例の改定によって、警備体制を静岡県警に移行するのが予算面からも、より適切ではないかと考えます。

2年前、私の質問に対し、松木市長は「チャレンジする」と明言されています。そろそろ成果をお見せいただく時期ではないでしょうか。あるいは、観光の通年化が議論になる中、年間を通した下田市海岸条例を制定してはどうかという意見も耳にします。市長の考えをお聞かせください。

また、観光政策の上位計画である「第2次下田市観光まちづくり推進計画」が今年度で最終年度となります。来年度から始まる第3次計画では、夏期海岸対策事業の見直しを入れていただけるよう要望します。

同時に、通年型観光の基本政策を考える協議会等の設置を要望します。これは、かつて私も参加した「海づくりプロジェクト」のような形がいいかと。当時は、着地型観光の整備など、大きな成果を生みました。本来なら観光DMOの役割ですが、いかがでしょうか。

最後に、今夏、下田から伊豆四島を結ぶ神新汽船が、東京便減便の影響から、ここ十数年なかつたにぎわいを見せ、その反動として、下田などの駐車場がオーバーフローしたと聞き及んでいます。今夏の状況と今後の対策についてお聞かせください。

次に、2、観光客の「足」をいかに確保するか。

ここ十数年来、夏になるたびに、伊豆のところどころで「夕食難民」というフレーズが飛び交っています。8月の終わりに沼津の戸田に行ったのですが、友人が、ゲストハウスと夏の間だけカレー屋を開きました。人口が2,300人程度まで減少した戸田は、夕方4時以降、食事を提供できる店がないそうで、お宿さんからもとてもありがたがられたそうです。

人口7,000人を切りそうな南伊豆町でも、夕食を食べさせる店がいかにも少ない。そこで安藤議員が、週末になると下賀茂熱帯植物園にケータリングのお店を集め、夕食難民状況を改善する措置を講じています。

随分前から下田で問題になっている夕食難民は、特に白浜吉佐美にお泊まりのお客様が、夜8時を過ぎるとバスがなくなり、タクシーも少なくなったため、二、三時間待つてようやくタクシーが来るということや、11時を過ぎると運行しているタクシーが2台しかなく、12時15分を過ぎると1台しかなくなるという現実です。また、白浜地区に夏の間、呼んでも迎えのタクシーが来られないという問題もあります。

公共交通の衰退が飲食店の客離れを起こし、今では、下田でも居酒屋等、お酒を提供するお店以外で、食事だけの店がめっきり少なくなっていると、さきの安藤議員は指摘しています。すなわち、早晚、下田でも本格的な「夕食難民」が増加するのではないかというのです。

下田市下田商工会議所観光産業部会でも議論され、伊豆白浜観光協会からも、観光客の足の確保、二次交通の改善策が急務であると指摘されているところです。

ただし、商工会議所の議論には東海バスさんもいるのですが、人手不足の折、これ以上の増便は難しいだろうとのお話です。

ここで、これは今、出していただきましたけれども、このブルーのところが夏の間、運行している、増便している時刻表になります。ですから、ふだんの倍以上の便が白浜方面で運行されているということが分かりますけれども、これが今のところ、東海バスさんでは手いっぱいではないかというようなことは聞いております。ですから、夜も8時過ぎまで出ているというところでございます。ただし、これは普通の時期になりますと、このブルーのところが全部なくなりますので、特にアロエまつりのときなんかは全然バスがないというような、何とかしてくださいというような要望も白浜観光協会のほうからは出ております。

では、こうした観光客の足、二次交通をどうすればいいのでしょうか。

これまで近隣市町では、ライドシェア等の実証実験が行われていますが、下田ではどんな試みが行われ、どのような結果となったのでしょうか。その中に、国交省でも課題とされている観光地における二次交通の充実に関する実証実験等は行われましたでしょうか。

観光の通年化を目標とする下田で、今後、観光客の足をどうするかは、極めて現実的で重い課題です。対策は考えられておられるでしょうか。

行政だけでなく、民間の理解と協力も必要かと思われますが、商工会議所や観光協会との連携は必須です。今後、対策を進めるに当たり、枠組みづくりも必要になってきます。建設課だけでなく、観光交流課や産業振興課等の調整も必要になってくるかと。どのように対策を進めていったらいいのか、建設課としての方針をお聞かせください。

次に、三つ目です。

下田中学校の部活動と地域スポーツへの移行について。

文部科学省では、2023年から今年度にかけての3年間を部活動から地域スポーツ活動に移行する改革推進期間と捉え、地域連携、地域移行を推奨しています。

これには少子化による学校単位でのチーム編成の困難さ、選べるスポーツ競技の少なさが挙げられると同時に、教職員の負担軽減も担っています。まずは、現在下田中学校で行っている部活動と所属人数をお知らせください。

次に、地域スポーツクラブの実態についてお聞かせください。

昨年のこと、下田中学陸上部が廃部となりました。指導に当たられてきたWさんが引退したからですが、昨年の春、下田北高校卒業者で三段跳びでインターハイに出場されたSさんをWさんに引き合わせ、後継をお願いしたことがあります。残念ながら、双方の事情があつてこの話は進められませんでしたが、部活動を続けるに当たって、指導者がいるかどうかが大きな問題です。

中学校の教職員は、主に賀茂の中で異動するそうですが、部活動を主眼に置いたものでなく、あくまで担当教科のバランスが重んじられると聞いています。サーフィン部は、民間で指導者がそろっており、おかげで下田中学でも部員数は極めて多くなっています。一方で、全く当該スポーツの経験のない先生が、顧問だけでなくコーチまですることになる場合もあるのではないかでしょうか。そこで、大人のスポーツクラブがある競技については、こうした経験者を招聘することは可能でしょうか。

また、過疎地にあるので、対外試合を行う場合、遠征となり、交通費や宿泊費はどのよう

に支給されているのでしょうか。中体連の場合についてお聞かせください。

このとき、教職員の宿泊規定は幾らになっていますでしょうか。今年度の中体連では、宿泊費が足りなかつたという部活顧問の先生の声が届いています。熱心な先生ほど、私費を投じるケースも多く、私自身、中学時代、野球部の顧問の先生にごちそうになったかつ丼は今でも忘れられません。せめて公費で賄う部分はしっかり手当するべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

中学時代の部活は、私自身、とても大事だと思っています。今年もまた、中学時代の野球部を中心としたソフトボールチームの一員として、お盆に試合だけ出場してきましたが、かけがえのない友情関係が半世紀以上も続いていることは、とてもありがたく思っています。ただ、時代の趨勢で、地域スポーツ活動への移行も必要でしょう。地域スポーツクラブに所属した場合でも、例えば中体連への登録、参加は可能なのでしょうか。

最後に、教育長に御質問です。

今後、少子化が進む中、文部科学省では2026年から6年間を地域スポーツへの改革実行期間として捉えています。下田市における部活動から地域スポーツ活動への移行を、全体としてどのように考え、取り組んでいかれるのかお聞かせください。

続きまして、四つ目、現在の都市計画関連計画の現状について。

市民の皆様から、よくこうした話を聞かされます。「まったく市は、計画ばかりで、一向に成果が見えない。一体どうなっているのかね」と。こんな声を耳にすると、市政が伝わっていないのだなと、議員としての仕事は不十分で、説明責任を果たせていないことを恥じるばかりです。

特に昨年度まで2年間、任に当たらせていただいた下田市都市計画審議会では、相当に勉強し、理解に努めようと励んでまいりました。おかげで大筋は見えてきたものの、都市計画関連は複雑で難しく、市民の皆様にお伝えするのも並大抵ではないと実感しているところです。

そこで、今回は、担当部署である建設課を中心に、数ある都市計画の現状について分かりやすく御説明いただきたく、一般質問で取り上げさせていただきます。

まず、下田市の都市計画のヒエラルキーと申しますか、上位計画から順を追って質問します。最上位計画は何で、どういった役目を果たしていますか。第5次下田市総合計画と下田市都市計画マスタープランについて説明をお願いします。

法定計画というカテゴリーがありますが、どういった権限あるいは規定でしょうか。

下田市グランドデザインはこの表ではなく、皆様にお配りしてある表ではなく、また、法定計画には見当たりませんが、どういった位置付け、役割ですか。

下田市景観計画の役割と今年度のスケジュールをお知らせください。

下田市緑の基本計画は昨年策定され、私自身も関わっています。緑を守る計画であると大きな誤解を生んでいますが、この計画の基本理念や、下田市での実効性について説明ください。

また、下田市事前復興まちづくり計画が策定されましたが、この計画の位置付けをお聞かせください。都市計画審議会は建設課所管となっているので、防災安全課が所管するこの計画の位置付けが分からないと、委員からの指摘もあります。どのように理解したらいいのか。加えて、被災時の復興計画との違いを説明してください。

今年度、静岡県では区域マスと呼ばれる計画が策定中です。新しい視点として、下田駅と下田港のアクセス、利便性を高めることが求められた内容が記載される予定です。この区域マスと下田市の都市計画との関連性についてお答えください。

最後に、伊豆縦貫自動車道についてです。

今年度、50億円の予算がつき、着々と工事が進んでいます。（仮称）下田北インターチェンジ周辺の整備について、この辺りは都市計画外になりますが、整備に問題はないのか、下田市景観計画との関連についてもお答えください。

最後に、松木市長に御質問です。

「計画ばかりで一向に成果が見えない」という市民の声に対して、真摯なお答えをいただけないでしょうか。

最後の質問です。75歳以上の人間ドック補助について。

平成30年より、厚生労働省から静岡県後期高齢者広域連合に対して後期高齢者の人間ドック助成金が段階的に縮小され、令和5年度をもって廃止となりました。

この制度廃止で後期高齢者の皆さんのみならず、これから後期高齢者とならんとする方々も含めて、不安の声が上がっています。市民保健課にも同様の問合せがあるかと。

人間ドックの補助金が出ないということは、どこか国に見捨てられた感が生まれ、不安につながっているのではないかと推察できます。

まず、国の後期高齢者に対する人間ドック助成金廃止の経緯についてお尋ねします。どういった理由で助成金が廃止になったのでしょうか。

それでも、県内の市町では、独自に補助金制度を新たに制度化しているところもあり、静

岡県下の人間ドック補助金制度を続けている市町と、その理由をお聞かせください。

例えば、下田市で助成制度を創設する場合、予算措置はどうなるのかお知らせください。

後期高齢者医療特別会計予算は市独自のものではなく、静岡県後期高齢者医療広域連合に保険料を納付する会計で、国保に先んじて広域化されています。その辺りの予算の在り方も併せて説明ください。

国では、74歳までの国保医療と75歳以上の後期高齢者医療の役割を明確に分けています。どのような理解の仕方なのでしょうか。

人間ドック補助がなくても、有料で後期高齢者の健康診断は行われています。自己負担額は幾らでしょうか。

国民健康保険制度あるいは後期高齢者保険制度の中でも、健康診断の参加者が多ければ、インセンティブが発生し、下田市に対するそれぞれの予算措置に反映されます。また、集団で行われる各地区の健康診断のほか、市内での医療機関でも血液検査や体重測定が行われており、集団健診だけでなく、例えば、かかりつけ医がいる場合、定期的に検査を受けることでも健康診断は可能ではないかと思われます。インセンティブが発生する仕組みと健康診断の種類、健康診断受診率の推移についてお聞かせください。

ここ数年、後期高齢者の皆様に、フレイル（虚弱）予防事業が人気と聞きます。その内容と年間の実施回数、参加人数の推移をお知らせください。

最後に、下田市で後期高齢者に対する人間ドック補助金を創設する考えはあるのか。ない場合は、どのように市民にお伝えしたらいいのか、後期高齢者医療の取組と併せてお話しください。

以上で、趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

25分まで休憩とします。

午前11時16分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 私からは、1番と4番について、広角的なところを申し上げます。

まずは、毎日、暑い日照の中、パトロールに汗を流しました私ども職員に御評価いただきまして、ありがとうございます。

下田警察署及び静岡県警本部にも毎年、多大な御支援・御協力をいただいておりますけれども、特に今年は下田署の署長様の積極的なお力添えがありまして、実際に現地で頑張っているSOMAの皆さんにも大変喜んでいただいたところでございます。

実質的にあの海岸が本当によくなっています、お客様にいろいろを声をかけますと、随分変わりましたねというふうに、東京から来た方から言われたりして、前はやっぱりちょっとやんちゃな人たちが多いイメージだったんですけど、今はとても安心ですという、そういう声を幾つも伺ったところでございます。詳しくは、後ほど担当課長から申し上げます。

4番目の都市計画関連について、市長から真摯な回答をということでしたので、申し上げたいと思います。

まちづくりですか地域づくりって、こういった社会的な取組というのは、多岐にわたる問題・課題がありまして、これはトレードオフ、つまりこっちを取つたらこっちがっていうトレードオフを内包していますので、何を優先するか、逆な言い方をすれば、何をレスをせざるを得ないかといった、極めて難しいものでございます。したがって、私どもは、事に当たって、まず現状を把握し、それを整理・分析して、どんな施策をどういう順序で進めるべきかということを検討すること、そして、その検討は独りよがりにならないように、市民の声を聞いたり、あるいはいろんな方々と議論を重ねるということが肝要でございまして、思いつき、あるいは計画性がないといった事業に貴重な税金を充てているわけにはいかないというふうに考えております。

この新庁舎建設ですか伊豆縦貫自動車道建設事業も、やはりしっかりした計画を立てて、その上で実施されております。都市計画という範疇というんでしようか、もうこれは国家百年の大計などと言われるとおり、すぐに出来上がるものではありません。人々の生活を支える基盤だからです。一方で、立地適正化計画、すなわちコンパクトシティ構想に併せて町なかの店舗の改修ですか住宅耐震化など、こういった比較的即効性があるもの、これらは既に幾つか効果が表れているというふうに考えております。

グローカルCITY、SURF CITY構想、これもどちらもプロジェクト実施段階でございまして、着実に成果を上げているというふうに考えております。その他、詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 私からは、部活動の地域スポーツへの移行についてということで、教育長として、全体としてどのように考え方を取り組んでいかれるのかということで、その点についてお話し申し上げたいと思います。

今、文部科学省のほうは、議員がおっしゃったところもありますけれども、「地域移行」から「地域展開」という、そのような表現に変えてきています。そのように、この取組を実際に始めてみると、全国の都道府県で、各自治体によって進捗に大きな開きが生じてきていることに気づきます。それは文部科学省のほうも御承知していることですが、下田市では、部活動の在り方検討会議というものを既に開いておりまして、次回で3回目を迎えますけれども、自治体によっては、その会議がこれからというところもありますように、やはり都道府県、自治体等、地域格差が浮き彫りになってきている状況です。

それで、2023年度から始めました、先ほども議員からありましたように、改革推進期間も2026年度からは改革実行期間として、平日も含めて積極的に取り組むとしてはいますけれども、指導者の確保についての課題は解決が困難であって、下田市も決して例外ではない状況です。

保護者対応ですか生徒指導、さらには特別に支援を要する生徒の増加、また、飲食を伴う引率・活動等の場合のアレルギー対応ですか、今、言われている熱中症対策ですね。そういうことなど、学校が今、抱えている問題が、そのまま移行した場合に、お願いするという形になります。それから、フルタイムと異なって、稼働時間が短いために、収入の面で不安があること、そういうことが確保に至らない要因というふうに捉えています。

また、部活動指導に携わってくださる方々と学校の部活動の在り方に対する考え方ですか方針の面で、双方のお互い十分理解し合った形で進めることが必要であると、そういうことも押さえておかなくてはなりません。

完全に部活動が移行になると、それはもうその指導者の方針になりますけれども、今、部分的に指導に関わってくださる方とか、先ほど議員からありましたとおりなんですかれども、そういうことを押さえなければならない。あわせて、議員からはスポーツの移行ということでしたけれども、文化部もあります。実際に下田中学校には三つ、文化部がありまして、吹奏楽部、総合文化部と美術部ですか。ですので、といった子供たちも考えていかなければならぬと。これは下田市だけの問題ではなくて、賀茂地区の実態を踏まえていかなければ

ければいけない。教育長会でも、この部活動の地域移行を進めるに当たっては、それぞれの町だけではなくて、賀茂地区全体でちょっと見ていきましょうと。確かに合同部活動という実態もありますけれども、下田の子供が河津のクラブチームに通っている場合もありますし、その逆もあると思うんですね。いろいろなことがありますので、そういった賀茂地区全体の実態を踏まえて、これまで一部の部活動で取り組んでいましたように、地域の人材を活用して、技術的に指導できる方に顧問のサポートをしていただく、部活動地域移行のそもそももの狙いとしていた教員の負担軽減ということで、それにつなげる形を構築して、子供たちが決して置き去りにならないよう、これは急ぎますと、やはり取り残される子供が出てくるということもありますので、こここのところは、国のほうも結構揺れ動いている部分もありますので、じっくりと実情を見詰めながら進めていきたいと、いわゆる地域展開という形で進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。詳細については、担当課長から申し上げます。

○議長（中村 敦）　観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志）　私からは、夏期海岸対策と第3次下田市観光まちづくり推進計画についての御質問のうち、各浜の今夏の入込客数と、市全体の来遊客数の推移、伊豆縦貫自動車道の河津下田間開通による白浜・外浦地区への来遊客の影響、白浜海岸案内板の設置、下田市夏期海岸対策協議会補助金の増額要因及び警備員配置業務委託費の推移、下田市海水浴に関する条例及び通年利用に向けた下田市海岸条例の制定、第3次下田市観光まちづくり推進計画への夏期海岸対策事業の反映及び通年型観光に向けた協議会等の設置につきましてお答えさせていただきます。

まず、各浜の今夏の入込客数と市全体の来遊客数の推移でございますが、今年度の各海水浴場入込客数につきましては、白浜中央海水浴場は5,960人、白浜大浜海水浴場は17万人、外浦海水浴場は2万3,250人、九十浜海水浴場は7,650人、柿崎海水浴場は150人、鍋田浜海水浴場は5,560人で、多々戸浜海水浴場は2万6,480人、入田浜海水浴場は1万8,570人、吉佐美大浜海水浴場は9,950人、田牛海水浴場は3,680人となっております。

海水浴入込客数合計は26万4,320人、前年比で128%、5万8,260人の増で、令和6年度の20万6,060人、令和5年度、26万6,660人となっております。

また、年間の観光交流客数は、令和6年度、208万9,794人、令和5年度が208万9,670人と回復基調とはなっておりますが、コロナ前の令和元年度、250万人強の数値には届いていない状況となっております。

次に、伊豆縦貫自動車道の河津下田間開通による白浜、外浦地区への来遊客の影響につきましては、令和6年9月26日付、沼津河川国道事務所の記者発表資料「伊豆縦貫自動車道河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジ開通1年半後の夏期観光期における交通状況・開通効果について」という記者発表がございます。こちらによりますと、国道414号及び下佐ヶ野谷津線の交通の約6割が、議員がおっしゃったように、河津下田道路に転換されております。交通分散による国道135号の渋滞緩和によりまして、市内の海水浴場へのアクセス性が向上したというふうな発表がされているところです。

白浜地区の令和7年度の海水浴客数は17万5,960人、前年度比175%で推移しており、浜崎地区の令和7年度の海水浴客数は3万1,050人、前年度比91.7%となっております。また、市全域でも前年比128.3%となり、河津下田道路の開通によりアクセス性が向上し、海水浴客の増加に寄与していると分析しております。

白浜海岸案内板の設置につきましては、観光地選択の主流が現在SNSに転換しているところから、デジタル技術を効果的に運用しまして魅力の発信に努めてまいります。

次に、下田市夏期海岸対策協議会の補助金の増額要因及び警備員配置業務委託の推移につきましては、下田市夏期海岸対策協議会への補助金は、コロナ禍を経て約1,400万円から令和6年度決算額で約4,600万円と3,200万円ほど増加しております。その要因と内訳としましては、委託料でライフセーバーの本部契約及び最低賃金法に基づくライフセーバーの単価見直し及び警備員配置業務の追加による増額、また、支部への補助率の引上げ、工事請負費の増額、需用費の増額が要因となっております。

また、海水浴場警備員配置業務の委託費の推移といたしましては、令和4年度から開始され、令和4年度が638万2,640円、令和5年度が747万6,898円、令和6年度865万5,526円、令和7年度の予算額は780万円となっております。

続きまして、下田市海水浴に関する条例及び通年利用に向けた下田市海岸条例の制定につきましては、条例改正に関するこれまでの協議といたしましては、関係機関及び地域住民と協議を重ね、方向性を検討しております。

また、下田警察署及び検察庁とも、条例に関して、その違反行為の立件等について協議を行っているところです。

さらに、他の関係機関や地域の皆様との協働によりまして、パトロールの強化、防犯カメラの設置、特殊警備の導入、また、夏期海岸対策協議会原田支部における浜地内でのマリン用品レンタル等の充実、強化事業者の周知徹底等、現場における実効的な対策を進めてまい

ったところでございます。

海岸の通年利用に向けた下田市海岸条例の制定に関しましては、海岸の通年利用は有効な方策とは考えますが、維持管理や設備投資など検討すべき課題も多くあり、今後、関係機関と検討してまいります。

最後に、第3次下田市観光まちづくり推進計画への夏期海岸対策事業の反映及び通年型観光に向けた協議会等の設置でございます。

夏期海岸対策につきましては、第3次下田市観光まちづくり推進計画におきまして、第2次計画の事業評価を行った上で計画に反映するよう、現在、作業を進めているところでございます。

通年型観光の基本政策を考える協議会等の設置につきましては、自然体験活動推進協議会におきまして、「しーもん」と連携を図りながら、通年型観光に向けたコンテンツの造成に取り組んでおり、今後、さらなる通年型観光の推進に向けて、活発な意見交換のできるワークショップの開催を予定しております。

私からは、以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私からは、神新汽船利用者の駐車場と観光客の足の確保と都市計画関連計画の現状についてお答え申し上げます。

最初に、神新汽船利用者が増えたことにより、駐車場が満車となった状況と対策についてお答え申し上げます。

8月9日から8月15日にかけて、神新汽船利用者向けの駐車場が満車となり、近隣のペリーロード一般車駐車場についても満車になったと承知しております。混雑時にはバス駐車場を利用するなど、柔軟に対応してまいります。

次に、観光客の二次交通への試みや実証実験、その対策と方針についてお答え申し上げます。

県や7市6町及び公共交通事業者等で構成されている伊豆地域公共交通活性化協議会において、賀茂地域1市5町の宿泊施設などを対象に、送迎車両の利活用調査を10月頃に実施する予定です。目的は、宿泊施設などが保有する送迎車両の現状を把握するものです。これにより、ライドシェアを含む持続可能な地域交通の在り方を検討していきたいと考えております。

次に、現在の都市計画関連計画の現状に関する最上位計画の役目と総合計画と都市計画マ

スタープラン、法定計画、グランドデザインの位置付けと役割、景観計画の役割と今年度のスケジュール、緑の基本計画の基本理念と実効性、事前復興まちづくり計画と被災地の復興計画との違い、県が策定する区域マスと下田市の都市計画との関連、（仮称）下田北インターの都市計画区域外での整備の課題と景観計画との関連についてお答え申し上げます。

第5次下田市総合計画は、全ての計画の基本となる行政運営の総合的な方針となる計画ですので、最上位に位置付けられます。下田市都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針であり、まちづくりの基本理念、都市整備の方針、また、市全体や地域別まちづくり構想などを定めるもので、相互に整合を図っております。

法定計画とは、根拠を持つ計画のことです。

下田市グランドデザインとは、本市の長期的なビジョンを描いたものです。

下田市景観計画は、景観法に基づき、美しいまちを目指して「良好な景観の形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」等を定めた計画です。今年度のスケジュールは、伊豆縦貫自動車道の整備が進み、今後、大きく環境が変化することが想定される稲梓地区において、景観計画ガイドラインの策定を行い、次年度以降、市内各地区のガイドラインを策定していく予定です。

ガイドラインの中では、具体的な色彩の規制であったり、高さや屋根形状など形の制限について地域住民とワークショップ等を行い、合意形成を図りたいと考えております。

下田市緑の基本計画における基本理念は、「やさしい暮らし、公園を中心につくる健康で元気な、人と、まち 下田」となっており、下田市の都市公園が適切な位置に適切な規模で配置することを計画に定めております。なお、現在、進められている伊豆縦貫自動車道の建設工事の発生土を生かして、稲梓に公園整備を実施しているところです。

次に、下田市事前復興まちづくり計画は、大災害が起こった際に、迅速に復興まちづくりの方向性を地域に示すため、平時のうちに有識者や地域住民等が協議・検討したものを定めた計画です。復興計画とは、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、被災した際に、事前復興まちづくり計画を基に、地域住民の合意を得ながら、具体的な復興計画を都市計画審議会に諮り、定める計画です。

次に区域マスですが、区域マスは、正式に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といい、広域的な視点から、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちづくりビジョンを具体的に定めるものです。市の都市計画マスタープランは、区域マスに即した形でまちづくりの将来ビジョンを定めております。

最後に、（仮称）下田北インターチェンジ周辺の整備については、都市計画上、特に問題はありません。整備に当たっては、今年度策定予定の当該地区の景観計画ガイドラインを遵守することとなります。

私からは、以上です。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、下田中学校の部活動と地域スポーツへの移行についての御質問に対し、順次お答えいたします。

現在、下田中学校で行っている部活動と所属人数につきましては、男女別に活動しているバレーボール部、バスケットボール部、ソフトテニス部、卓球部のほかに、サッカーチーム、サーフィン部、総合文化部、吹奏楽部、美術部となり、13の部活動が実施されております。

所属人数につきましては、一番多いのがサーフィン部で44名、一番少ないのが総合文化部で12名となっております。詳細につきましては、配布資料のほうを御覧いただければと思います。

次に、大人のスポーツクラブがある競技については、経験者を招聘することが可能かとの御質問につきましては、原則可能となっております。現在、部活動の外部指導者は9名となっており、いずれも顧問からの推薦により、校長からの承認が得られた方となっております。外部指導者は、学校登録済み外部コーチとして指導していただいており、中体連等への引率については、補助金交付対象者となるものです。

次に、対外試合、遠征を行う場合は、交通費や宿泊費につきましては、小中学校児童生徒海外派遣事業補助金交付要綱に基づき、支出しております。中体連につきましては、登録者は全額補助、中体連以外の県大会等につきましては2分の1補助となり、補助対象経費などにつきましては内規を定めて対応しております。教職員の宿泊につきましては、補助金は宿泊料は8,000円を上限としておりますが、学校側の予算において全額支払われております。

地域スポーツクラブに所属した場合でも中体連への登録、参加は可能かとの御質問ですが、競技団体により対応が異なり、ソフトテニスにつきましては、クラブと中学校との二重登録が認められておりません。バレーボールにつきましては、二重登録が可能となります。ただし、中体連主催の大会は、クラブチームで参加するのか中学校で参加するのか、事前に申請する形になっております。中体連へのクラブチームの参加を認めていない競技団体や、部活動の地域移行が既に行われているクラブは参加を認めるなど、部活動の地域展開を踏まえて各競技団体で見直しが進められております。

からは以上となります。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） 私からは、三つ目の御質問、下田中学校の部活動と地域スポーツへの移行についてのうち、御質問のありました地域スポーツクラブの実態についてお答えいたします。

生涯学習課が把握しております地域住民が主体となって活動しているスポーツの団体としましては、学校体育施設の利用に当たり、社会教育団体として、現在55の団体を把握しているところです。そのうち、児童生徒を対象とする団体はおよそ3割程度で、少年野球やサッカー、バレー、バスケットなどの活動が主となっております。

社会教育団体の多くが地域の社会人の健康増進を目的として活動している団体となっておりまして、活動時間は平日の夜間が中心となっております。

からは、以上となります。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 私からは、下田市の事前復興まちづくり計画の位置付けということで、まず、万が一、被災した場合に、緊急時の対応として救助救命が最優先されるということで、そのための早期の復旧工事が行われると。応急復旧とか災害復旧と言われるものでございます。その際に、どういう復興に向かっていくべきかという復興計画のビジョンのようなものが明確になっていれば、それに沿う形で災害復旧に素早く取りかかることができるということでございます。

また、被災後に、復興計画ですか復興まちづくり計画、また策定する必要があるのかなということで、その際に、事前復興まちづくり計画の中で復興まちづくりの目標ですかの取組方針というものが掲げられていれば、それを踏まえて被災後の復興計画とか復興まちづくり計画の策定ができると、スムーズに移行できるということがあります。そういうこともありますので、事前に市民と復興について考えておくことが大切だということで、事前復興まちづくり計画を策定いたしましたところです。

あと、防災安全課の役割といいますか、それにつきましては、結局、復旧から復興へ、災害対策本部から災害復興本部へと移行するわけですけれども、事前に計画しておくということで、応急復旧の災害対策本部のところの役割からということもあって、まずは防災安全課のほうでの策定をすると、そういう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 私からは、75歳以上の人間ドック補助についてという御質問についてお答えいたします。

まず、国の助成金が廃止になった理由ということでございますが、後期高齢者の人間ドックに対する国からの調整交付金は、高齢者の健康対策に関する国の方針が、生活習慣病傾向の検査による早期発見から、フレイル対策を主眼とした介護予防に重点をシフトしたことから、平成30年度から段階的に廃止されたものでございます。

続きまして、助成を続けている市町とその理由はということでございますが、県内東部で後期高齢者を対象とした人間ドックの助成制度の要綱等を定めている市町は、現在、把握している中で13市町でございます。助成制度を設けている理由について聞き取りができた市町では、74歳以下の国民健康保険から継続して人間ドックを受診している被保険者からの要望が多いということでございます。

次に、下田市が助成制度を創設する場合の予算措置、また、その特別会計予算の在り方ということでございます。

後期高齢者医療保険の事業実施主体は、「高齢者の医療の確保に関する法律」で後期高齢者医療広域連合と定められております。検診などの保健事業についても、全て広域連合連合から委託を受けて、その受益収益を原資といたしまして、市町が事業実施してございます。

したがいまして、委託事業外の人間ドックの助成等、独自の実施事業を実施するとなりますと、一般会計において予算化することが適当と考えております。

続きまして、国保医療と後期高齢者医療の役割ということでございます。

厚生労働省の「高齢者の特性を踏まえた保健事業のガイドライン」、こちらにおいて、国保医療につきましては、肥満対策といった生活習慣病予防を重視し、一方で、後期高齢者医療につきましては、壮年期にはなかった「高齢による心身機能の低下防止」を重視するとされてございます。

次に、後期高齢者の健康診断に係る自己負担額ということでございますが、自己負担額は500円でございます。

続きまして、健康診断でインセンティブが発生する仕組みや種類、受診率の推移ということでございますが、国民健康保険被保険者に対する特定健診には、保険者努力支援制度において受診者数に応じた交付金、その率の上昇率に対する交付金等のインセンティブが用意されており、各市町に受診率の向上を目指すことが求められます。

また、議員がおっしゃるように、かかりつけ医において定期的に受けている検査に特定健診の基本項目の検査、例えば身長、体重、腹囲、問診等の検査を追加いたしまして、市に情報を提供するということも、みなしあんことして特定健診受診者数に加算されます。人間ドックの受診でも同様に、特定健診受診者と認められ、交付金が加算される仕組みとなってございます。

しかしながら、後期高齢者医療の健診につきましては、市町に対するインセンティブがなく、後期高齢者の連合のほうから、受診者1人当たり9,163円の委託料が支払われます。

次に、受診率につきましてですが、令和6年度は、国民健康保険の特定健診は37.1%、後期高齢者の健康診査の受診率は15.4%でございます。

続きまして、フレイル予防の事業についてでございます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業といたしまして、令和4年度より「フレイル測定＆フレイルにならない講座」を主に75歳以上を対象に実施し、毎年5月から6月に市内全域24会場、10月から11月にも同じ会場で実施してございます。

令和4年度の参加数は2回で延べ497人、令和5年度は2回で延べ539人、令和6年度は2回で493人でございました。

事業の内容といたしましては、機械による筋肉量の測定、立ち上がりスピードの測定、健常運動指導士による筋トレなどの運動指導を実施してございます。

続きまして、人間ドック補助金を創設する考えがあるかというような御質問でございましたが、市で実施しております健康診査と各種のがん検診をそれぞれ受診いただきますことで、人間ドックとほぼ同じ項目の検査ができ、費用的にも安価な自己負担額で受診できますので、補助金の創設は予定してございません。

こうしたことから、年1回の健康バロメーターとして健康診査、がん検診を御利用いただく方が少しでも増えるように、今後も受診機会の提供と広報など周知活動をしてまいります。また、第4期下田市健康増進計画では、高齢化率が高まる中、高齢者の身体機能の維持・向上は重要な課題と位置付けてございます。骨粗しょう症予防やフレイル対策、介護予防などの取組を推進し、市民の方々が、いつまでも元気で豊かな生活を続けていけるように努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、1時まで休憩とします。

午前11時59分休憩

---

午後1時0分再開

○議長（中村敦） 休憩を閉じ、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） では、ここから一問一答でお願いしたいと思います。

①の夏期海岸対策のところから御質問させていただきます。

市長のほうからもお話をいただいているところですけれども、やはり全体として観光政策を年間考えていくというのが、通年化の基本的なところだと思います。その中に、夏期海岸対策というものがあると。今までは、夏期海岸対策が非常に重きが置かれていましたし、あと、安全面ですね。夏期海岸対策というのは、その名のとおり、観光振興というよりは、安全をどう担保するかというような考え方の下で設置、運営されてきた一つの協議会であろうかというふうに認識しております。そちらのほうが、かなりこここのところ、いろいろ課題を解決しながらやってきた中で、今年は白浜大浜は非常に数字も伸びて、でも、数年前、令和元年ぐらいに比べると、まだそこまでは行ってないというような状況で、じゃあ、そこまで戻るのかということになると、なかなかそこら辺は懐疑的といいますか、特に、いわゆる昔いたような若い人たちが本当に少なくなった、家族連れが多くなった。それはいい面でもあるんですが、一方で、そういう人たちがいなくなつたということでもあるので、それによつて安定はしているということなんですが、そこら辺、全体の、いわゆる観光政策があり、夏の政策、海岸対策がありというような位置付けというか考え方というかが、ちょっとはつきりと示されていないのではないかなど。我々も、どうしても浜のこと、夏のことには集中しがちになってしまいますので、予算もそのように取つてはあるというところでもあるんですが、そこら辺で、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、観光DMOということを、去年だったかの一般質問でさせていただいていると思いますが、そこら辺はどういうふうな話合いを今、観光協会等でされているのか。これまでも観光DMOのところで、本来は年間を通じたことをやって、その中で夏期をやっていったほうが、本当は姿としてはいいかなと思うんですが、熱海のほうから先生を呼んだりというようなことも聞き及んでいるんですが、その辺の今までの推移というか、今後の見通しも含めてお聞かせいただけないで

でしょうか。

○議長（中村 敦）観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志）観光DMOについての現在の取組や、また、今後の展開というお話ですけれども、今、議員がおっしゃったように、昨年度、熱海の観光DMOを立ち上げから関わった方をお招きして、観光協会、漁業協同組合、下田温泉旅館協同組合等と勉強会を開催させていただいたところでございます。

ただ、熱海と下田とは立地の条件ですとか組織の体制、そういったところがやはり違う部分もございまして、現状としましては、やはり下田市とすると、観光の主軸を担うのは下田市観光協会という形で、市からは観光協会のほうに補助金等をお出しして、そこで下田市の観光施策の中心を担っていただいているという状況でございます。

ただ、観光DMOを望む声も当然、今おっしゃったようにございますので、観光協会が中心となりまして、そういった下田市の観光の未来というのを考える意見交換等ができる場というのを今年度、実施したいなという形で、現在、観光協会と協議を進め、準備を進めているところでございます。また、すぐにという形にはなりませんが、そういった観光施設、観光商品等の小売店さんとか旅館組合さん、飲食組合さん、そういった多岐にわたる団体が参画した中で、下田市はDMOが本当に必要なのか、また、どう進んでいくのかという協議を進めるというところから始めたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（中村 敦）7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五）できるかどうかを含めて、まだ、みんながやれるかなというようなところだと思います。市が直接的に手を下すというわけでもありませんので、もうちょっと事業者さんの方から、やはり力強い何か機運が必要なんだろうなというのは、僕も肌で感じているところです。

ただ、やはり観光協会というのは、シンクタンク的な役割をなかなかやっぱり担うのは難しいなというのが今まで見てきたところで、観光協会の皆さんも、言われたことは頑張ってやるけれども、じゃあ、何をするかは誰が決めるんですかみたいなところで、市が決めるのか、いや、観光協会はなかなかそこまで決め切れないだろうということで、昔、海づくりプロジェクトの前に、下田ハッピープロジェクトというのが観光協会の中にできて、僕も参加していましたけれども、その中で、いろんな議論が毎月のように重なっていく中で、例えば、竜宮窟の開発がそのとき行われたりとか、それは今、大きな観光遺産というか資産になって

いるというようなところも含めて、やはり具体的なことに向けて何をしていくのかということを、全体像も踏まえる中で議論を重ねていく、具体的な議論を、実践していく議論を重ねていけるような、やはり機関が今、ないというところに、この下田市の観光行政の一番の問題点がある。それが、観光交流課がやればいいのか、あるいは誰か第3者の協議会なりがやるのか、そこら辺もあまりはっきりしていなくて、観光協会を中心には、実行部隊としては観光協会があるんですが、シンクタンクとして、じゃあ、どこがやるのかというところを、もう一つ深掘りをして考えていただきたいなというようなところがございます。

一方で、夏のことになると、権限の問題はどうしても、海のことになると発生しています。県と市と区、あるいは各海岸対策の支部ということで、それぞれの支部が、主に区が中心になっていますけれども、そちらのほう、三つの組織が重なり合って運営しているというような構造になっているわけですが、この県と市のいわゆる権限の移譲というところを、分かっている部分もあるんですけれども、もうちょっと明確にというか、何月何日から何月何日までは市で、何月何日から何月何日までは県でというようなことを、もしお分かりであればお答えいただけないでしょうか。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 海岸の管理という御質問かと思いますけれども、7月1日から8月31日の中の支部長会等で、その年の夏期海岸対策協議会、海水浴場の開設期間を決定いたします。その期間について占用を行いまして、夏期海岸対策協議会で管理をさせていただくと。占用については市が行って、実際の管理は夏期海岸対策協議会が行うという形になっております。

海岸の種類によりましても、静岡県が管理している海岸、例えば、陸域と水域でも異なりするんですが、例えば、静岡県は白浜中央、白浜大浜の陸域、また、柿崎、鍋田、吉佐美大浜、九十浜、こちらが陸域も水域も両方県の扱いとなっております。

下田市の産業振興課が所管する部分が白浜中央、白浜大浜の水域、また、外浦、多々戸、入田、田牛、こちらが漁港法に基づきまして管理している場所になります。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 今、御説明があったとおり、県の部分と市の部分があつて、なおかつ、それが7月1日から8月31日までの間、夏期海岸対策協議会の各支部に権限移譲といいますか、運営をお願いするというふうな形かと思うんですが、例えば、今年もやつた白浜大浜の

ビーチバレーですね。3面ぐらいあって、どのぐらいの収益があったかは聞き及んでいないですけれども、通りかかると、何か結構やっているなみたいなことで。SOMAの関係者の話では、いや、ああいった設備があると、かえって違法業者の入り込む場所が具体的に少なくなるので、そういう意味でも抑止効果を生んでいるというような説明をいただいたりとか、やはり通年化に向けた一つの海利用として、何も海水浴だけが海じゃないよというような見せ方。皆さんのはうにもお配りしている資料の中で、3の質問のところでの資料なんですが、社会教育団体というのがございます。これを見ていただきますと、下田がいかにバレーボールが人気があるのかということがよく分かるんですけども、かつて平山先生という非常に名監督がいらっしゃって、松崎高校、下田高校、それから下田北高、下田南高校ということで、もう全国にお連れする先生がいらっしゃったということもあってかと思います。伊藤選手のような全日本に入る選手まで輩出しているということで、バレーボールが非常に盛んだなということを、この一覧表を見ただけでも分かるわけですけれども、そんな中で、ビーチバレーというのは、バレーボールと非常に近似性の高いスポーツでございますし、そういうところに、また皆さんの楽しみを夏の間、体育館以外のところで提供するというようなことで、非常に下田らしいなというようなところで僕は評価しているところなんですが、実は、神津島の前浜かなんかも、年中ビーチバレーコートがありまして、いつでも遊べるようになっていると。

そういうことで、海に、ビーチにビーチバレーボールコートがあるというのも悪くはないというところで、これは権限の問題がまた出てくると思うんですよ。夏の間は相馬がやっておられるけれども、9月1日からは県のはうになっちゃうというところで、今度は誰が今度、もし通年型でビーチバレーを設置するとしたら、誰が主体となって県のはうの許可をもらってというようなことになるのか。あるいは、これが先ほど課長のはうから説明がありました外浦、多々戸、入田のような港湾区域の場合は、市の許可で、例えば、その地区の区がやるとしたら、それでできるのかどうなのか。そこら辺の県と市の線引きみたいなところも併せて、そこを説明いただけますでしょうか。

○議長（中村 敦）　観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志）　白浜大浜に、例えば通年でビーチバレーコートを設置するならというお話ですけれども、今、議員がおっしゃったように、夏の間は、当然、県のはうに占用の申請を出しまして、ビーチバレーコートを設置しますという許可を得ているところでございます。期間以外、8月31日以降は当然、県のはうの管理になるのが現状ですので、そち

らに誰が設置するか、例えば、市が設置するのであれば市が県に許可を得るという、地元区で設置するんであれば、地元が設置許可を得るという形になりますけれども、やはり維持管理とか安全対策、そういったところが併せて担保できないと、そちらの設置という形にはならないと思いますので、その辺はどういった運営の仕方になっていくかというところで申請者は変わってくるのかなというふうに思います。

また、県管理以外の漁港区域とか漁港に関しましては、やはり本来の目的がありますので、そちらについて所管課と協議した中で、また同じように管理団体をどのようにしていくかというところの協議が必要なのかなというふうには考えるところです。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） これはＳＯＭＡなり、相馬の関係者の方々なりがやってくださるのが一番、流れとしては筋がいいかなという気がするんですけども、そうしたいわゆる通年化に対する取組ですね。これは先ほども言ったように、誰かが旗を振ってやるというやり方もありますけれども、下のほうから、いわゆる現場サイドからそういった取組がある場合、やはり積極的に観光交流課なりが、観光協会なりが後押ししていくというようなやり方で通年化を促進していくという形もあると思うんですね。その中で、今度の土日月の3連休、吉佐美区では多分初めてだと思いますが、夏期以外のところで駐車場を有料にするということで、入田と大浜は有料になると。多々戸のほうは、あれは管理が多分違いますので、それは多分、吉佐美区は勝手にはできないというところで、今回、法人、吉佐美が所有しているところでの、いわゆる駐車場という開設ということになるんですが、一方で、白浜大浜と、あるいは白浜観光協会の駐車場を通年型で有料でされていると。それはサーフィンのお客さんも多く、そこら辺で収益も上がっていくと。

今回、吉佐美区の区長の、元の議員の進士為雄さんがこんなふうに書いています。「夏のレジャーに対する意識変化に加えて、毎年厳しくなる暑さなど、浜へ訪れる観光客も年々減少傾向にあります。今回、新たな取組として、夏期事業期間以外の駐車場を一般利用の方に有料駐車場として営業いたします」ということで、吉佐美区民の人は、ただでいいよというような説明もありましたけれども、そうしたところで、少しずつ現場の人たちが一番、肌感として分かっているということで、やはり夏期対策というのは、確かに海水浴場としてあるんですが、今度、産業厚生委員会のほうで宮崎の青島に視察に行ってまいりますけれども、宮崎のほうは、たしかもう4月ぐらいから10月ぐらいまで、夏みたいな感じでやっています

よというような話を聞いておりまして、それはどういう形で実際行われているのかということを実質、実際現場を見て勉強してこようと思っているんですけれども、夏に対する取り組み方も、駐車場のことも含めて、特に今年のゴールデンウイーク辺り、大浜駐車場とかは物すごい混んでいましたから、今年の夏は大浜は全然いないわけですよね。9,000人からしか来ていないと。僕も大浜へ行ったときに、もう8月の前半ぐらいで17台しか車が止まっていないみたいな、そのようなときもあったぐらいで、やはり集中してもうけるという時期から、もう長く、5月ぐらいから10月ぐらいまで。もうちょっとコンパクトに考えると、ゴールデンウイークからシルバーウイークぐらいまでが夏としての、一つの、気候変動もアリまして、解釈づけができるかな、意味づけができているかなと。特にインバウンドの人たちは、夏みたいな感じで来ていますので、そうしたときの全体の対策、それから、事業者さん、あるいは地域の皆さんとの共有化ですね、意識のね。その中で、今、言ったような駐車場による営業で何とかというようなところで、去年、視察に行きました大洗では、4月から潮干狩りがありますから、4月から9月ぐらいまで、大洗町ですね、年間1億円稼いでいて、県からの委託で、県の駐車場を無料で借りて、それで、それを営業して、年間1億の予算を取つて、それで夏を運営しているというようなことを去年、視察で勉強してまいりまして、そういった形での予算確保も含めて、観光施策の全体像が、まずDMOで一番問題になっているのは予算がないことだというふうに言われていますので、そういったことも含めて、本当に研究を進めていただけないかなというところで、この下田市海岸条例ということも今、ちょっとそういう話も出ていますよというところなんですが、県が管理するか、市が管理するかによって、人的負担、それから経済的負担が大きく変わってこようかと思うんですね。そこら辺のはざまの中に、下田市海水浴条例も当然あります、なかなかはつきりしないようなところがずっとあるわけですけれども、県のほうから下田市のほうに、もう全部権限を委譲するというような話は来ているというふうに聞いてはいるんですが、そこら辺の事情が、もし御存じでしたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦）　観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志）　すみません、県からのお話とはちょっと別なんですけれども、通年化に関することとか、夏の気候変動による夏期の期間が大分変わってきているよということに関しましては、やはり昔から下田市の観光は一気集中型という形で議論がされてまいりたところで、当然、それを平準化していくという必要性があります。また、夏が、議員が御指摘のとおり、ゴールデンウイークからシルバーウイークぐらいまで海で遊べる、過ごせ

るという気候になっておりますので、そういったところも今後の夏期対の運営ですとか、そういったところ、支部長会議、昨年からそういった傾向がありましたが、今年に至ってまた顕著になってきたのかなというふうには思っていますので、また支部長会、その他の関係者が集まる機会でいろいろ御意見を伺った中で、今後の方向性をまた探っていく必要があるなというふうには感じているところです。

また、夏期対以外の下田市の観光施策という意味合いでは、第3次観光まちづくり推進計画、今年度末に策定を予定しております。そういった中で、やはり今、議員がおっしゃった財源という大事な部分。その辺の議論ですとかも、入湯税に絡んで今、各団体等もいろいろヒアリング調査やお話しをする場を設けておりますので、そういったところでいろんなお話し、御意見をいただく中で、下田市の方向性を見定めてまいりたいなというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 今の観光施策に続いて、②番のところ、観光客の足のところで、引き続き御質問させていただきます。

まず、夕食難民というような言葉が今年も新聞等で出ていましたけれども、そこら辺はどのように下田市のはうでは把握しているといいますか、つかんでいらっしゃるのか。そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 産業振興課のはうでちょっと答弁させていただきます。

数字といたしましては、つかまえてございませんけれども、私も町の中を車等で通った際には、やっぱり多く並んでいるという部分で、そういった形でしか聞いてございません。

以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 夕食難民というわけでは限定はしていないんですが、先月、下田市公共交通活性化会議の中で、観光協会の代表の方から、バスやタクシーが少ないということで、この夏に観光客が駅まで帰れなかつたとか、そういった事態が起きていたという意見を会議の中で出まして、それについて今後も観光関係者だけでなく、市全体関係者の中で協議が必要だということで認識はしているところです。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 建設課の佐々木課長には先ほど御答弁いただいたんですけども、県のほうの会議の中で、民間のホテル等で使っている送迎車両を利活用することで、二次交通の代行といいますか代役として、二次交通の代わりとしてそれを運用できないかということの利活用調査がこの秋から始まるとあるんですが、そこら辺の具体的な、今考えられている利活用方法とか、あと、どういった事業者さんにお願いするなどしていくのか、あるいは調査はどういう形の調査が今行われているのか、それで県のほうはどういうふうな見通しみたいなものを持たれているのか、そこら辺お聞かせください。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 先ほど私の答弁にあったとおり、現在の伊豆地域公共交通活性化協議会で、地域交通の課題を解決するために、宿泊施設等の所有する送迎バスを、目的の例えれば一つとしては、例えばグループによる送迎を導入で効率化して、余剰車両の活用ができるかとか、そういう調査を行うものです。対象者としては、下田市内は車両を所有している宿泊施設だけでなく、およそ200ぐらいの宿泊施設に、必要性とかそういうことも含めてアンケートをする予定です。また、現在、宿泊施設だけでなく、飲食店とか医療施設、介護施設とか学校、例えば、下田だと自動車学校とか、そういうところもあるんですけれども、そういうところにちょっと形を変えながらアンケート調査できないかという話も出ているところです。

アンケート調査の前に当たっては、それぞれの団体、観光協会や商工会議所、温泉旅館組合とか、そういう代表者のところにまずヒアリングに伺って、それからアンケートを送付するというスケジュールになっております。

調査の内容としては、送迎の現状、車両の大きさや台数、ドライバーの有無、運行体制や運行時間、ほか、施設とのグループによる送迎の導入の可能性とか、送迎経路の変更とか、あと、費用負担とか導入に当たっての課題とか、そういうところを調査すると伺っています。

スケジュールですけれども、10月頃には送付して、年内には取りまとめて、調査結果を整理・分析した上で県と市と、あと、市のほうで関係する部署、例えば観光交流課とか産業振興課とか、あと、外部では観光協会とか、会議所、もちろん旅館組合とか、そういうところも含めて、まずは調査結果など、情報を共有して、本当にそういうことができるのかという、まず、可能性の調査を今年度行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 早ければ来年の4月から何かやるみたいな、そこまではまだ煮詰まっていない感じですかね。どうでしょうか。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） まず、可能性を探る調査をやるということですので、来年から何か行動を起こすということではなく、まず、できるかどうかを調べるための調査を今年度、行うということです。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 民間の間ではかなり沸騰しているといいますかね、意見がかなり出でまして、商工会議所のほうで僕も意見聴取させていただいているんですけども、飲食店がお客様を宿泊先にお連れしていく中で、自分たちの車を使って、8人乗りとかの車を使って回す。その場合、有料にすると、ちょっと法律上問題があるので無料で回すとか、じゃあ、それを誰が順番でやるのかとか、そこら辺まで今、話がちょっと煮詰まっているところがあります。ですから、今回のこの質問も、特に宿泊施設というよりは飲食店のほうがかなり切実な問題を抱えていらっしゃると。すなわち、もっとお金を使いたいのに、もう帰さなきやいけないというような感じで、お客様を引き留めることはしないにしても、やっぱり正しい情報をお知らせすると、お客様が早め早めに皆さん帰られてしまうというようなところで、何とかもう一回転、二回転させれば、売上げもかなり、20%、30%という形で上がっていくというところで、そこら辺の民間の、例えば導入を、民間がそうしたことをやるというふうにまとめてきた場合、市のほうで何らかの手助けがしていただけるような、何かスキームみたいなものはあるかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 今、岡崎議員がおっしゃられたようなお話は、先ほど申し上げた下田市地域公共交通会議でも出たところです。その会議の場には国の国交省の職員の方もいらっしゃいまして、制度的に可能か不可能かとか、こういったところを、このように改善したほうがいいという相談があったら、いつでも言っていただきたいというお言葉もいただいておりますので、そういったことがありましたら、またこちらのほう、建設課が窓口になりますて、国のほうとつなげて可能性の有無も含めて協議していきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） ちょっと公共交通という概念について整理が必要かなと思って、ちょっと今、間に入らせていただきました。

公共交通という、その言葉が意味するのは、一般的には、誰もが乗れて、それで例えば主要な交通結節点である駅から、例えば主要な公共施設があるところ、例えば病院のようなところ、役所のようなところ、学校、そういったところにきちんと輸送ができるようにするというの、大体、公共施設というものの概念だと思います。

今、おっしゃっているのは、例えば旅館があるところから飲食店まで結ぶドア・ツー・ドアみたいな、これは公共交通という範疇にあまり属さない分野で、どちらかというと個人的な移動ですので、それはお一人お一人がいろんな工夫をしてやるという、そういった分野になります。そうしたところに新しい市場があるじゃないかということで、最近は、例えばアメリカのUberのように、誰でも登録していれば、どこからどこまで行きたい人がいるよというと、僕、空いているから行きますとかと言って、その登録さえしている人がぱっと行って乗せちゃうという、いわゆる白タク状態ですよね。この白タクを法的に可能にしようじゃないかというのが、今、ライドシェアのシステムとして導入が試験的にされているわけです。

このライドシェアについても、例えばアメリカのように、女性のお客さんが被害に遭っているとか、そこまでのことはまだ日本ではなっていないんですけども、先般、テレビで私、特集を見たんですけども、タクシー業者さんたちが、このままでは、今度、私たちの市場が取られてしまって、タクシーがなくなっちゃう。それでは、元も子もないじゃないかということをおっしゃっていました。ですから、これは今、申し上げましたように、公共交通としてどういう部分にしっかりと力を入れるべきなのか。それから、観光客の足としてどういうサポートができるのかというところを厳しく選別して、その上で、私たちは実現可能な政策を実行していくということではないかなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 市長のお話は本当にごもっともといいますか、もっともなこととして、ですから、なかなか公の公共交通という制度というか仕組みの中で、観光客のいわゆる晩飯をどうするんだという話を言われても、どうなんですかみたいなところかなという、制度と

しては思うわけです。

ただ、現実問題として、困っていらっしゃる方がいらっしゃる。それが下田市の主要産業でもある観光の部分で事業者さんも困っているし、利用者の方も困っているというような現実がある中で、それをどうやつたらよりベターな形をつくれないかというのが、私といいますか、皆さんの要望でございまして、ですから、やってもらうことを待つのか、自分たちのほうからやっていって、それで手助けをお願いしていくのかという、今、ちょうど分水嶺みたいなところにいるような印象を受けております。

多分、来月辺り、または今日の報告を事業者さんにするというようなことを約束されておりますので、そうしたことでの御案内するようなことになると思いますが、今の市長のプリンシップといいますか、基本的な考え方、概念、これは非常に重要で、ここの中で、じゃあ、どういうふうに民間のほうで進めていくやり方を相談しながら解決に向かっていくのか、あるいは、先ほど来、御紹介があります下田市公共交通会議のようなところでも、また公共交通としての概念の中で民間のほうに手助けできるようなものを探していくのかという、両方から、これからやっていけばいいのかなという、今日、お話を聞きして思いました。ですから、今後そういうことで、また建設課のほうには相談もあるかもしれませんけれども、ひとつ皆さんの要望というよりは、どうしたらいいのかというところで、法律的なことなんかもありますので、御助言いただけないかというふうな気がいたします。

それで、次の質問に移ります。

中学校の部活動の話、教育長のほうから丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございました。

今後、この部活動の資料が皆さんのほうにもお配りさせていただいていると思うんですが、下田市の部活動が今、13あって、この中で無所属という人もいらっしゃるので、僕が子供の頃は、みんな部活動に入らなきやいけないみたいな中であったんですが、今、その辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

今後、少子化の流れの中で、部活動の扱いが当然、また議論になってくるかなと思うんですが、サーフィン部が非常に多くて、それはそれでいいことだとは思うんですが、ほかのスポーツをやられている親御さんからすると、何かもうちょっとうちの子供が行っている部のほうにも関心を向けてほしいみたいな話も当然のことながら起こってまいりまして、今後の、どうしても縮小傾向にはいくかなという予感がするんですが、この部活動をまた変えていくというような、取捨選択していくみたいなことは、現時点では計画があるのかどうか、最後に

この点だけお知らせください。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） まず、無所属のほうは認められているというふうに聞いています。それで、今回、掲示させていただいた状況を見ていただくと、男子バレーボール部は、もう1年生が1人という状況で、女子バスケットボールも1年生が2人。一応、2年生を入れてようやく活動ができる、もう3年生は引退していますので。そうすると、もう来年、今の6年生が入ってきたときにどうなのかなというところは確かにあろうかと思います。そういう中で、女子バスケット部のほうは、先ほど教育長が言ったように、合同の部活動だとか、今度、近隣、河津町さんだとかというところが、やはり賀茂では増えていくのかなというふうに考えています。また地域展開というところで、クラブのほうも、やはり広域の中で、賀茂に関しては、いろいろクラブチームのほうへもというところは、やはり地域展開の一つの手法としては進められるかなというふうに認識はしております。

以上です。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 部活動に対する保護者ですか地域の期待というのは、今でもかなり大きなものがあると思いますので、その存続については非常に丁寧にやっていかないと大変なことになるかなと思います。それで、一つの部活動を廃止するということについてになりますと、それこそ1年、2年のうちにというわけにはなかなかいきませんので、3年から5年ぐらい、やはり学校としても教育委員会としても計画的にやらなければいけない、親御さんの御意向も伺わなければいけないということで、その辺りは慎重にいく必要があると思います。

それから、もう一つ、議員から何か質問がありましたでしょうか、ごめんなさい。

○7番（岡崎大五） 無所属。部活に入らなきやいけないのか。

○教育長（山田貞己） それは先ほど課長から申し上げましたね。柔軟に学校としても対応していくということで、いろいろなクラブチームに入っている子供もいますので、そういうことについては対応しております。

それぞれの部活に、例えば男子バスケットですか男子バレー、女子バレーですか、女子卓球部、それぞれ地域の方が指導してくださる場合もありますし、一緒に練習に参加してくださるとか、そういったことで地域とのつながりを、先ほど申し上げましたように、これから地域展開ということで、続けてまいりたいというふうに思いますですが、中に、例えば、私た

ちに指導を任せてくれないかと、地域移行をしていきたいという要望があつたり、そういうことがもし出てくるのであれば、それは本当にありがたいことありますので。ただ、先ほど問題点として挙げました収入の面ですとか報酬ですよね。そういうことについては、こちらが教育委員会のほうで指導しながら、確保するためにどうすればいいのかということは、積極的に考えていかなければいけないことだと思っています。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） ありがとうございました。

最後の再質問という形になるかと思います。

④の都市計画関連の中で、先般8月の終わりに、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会ということで、議員のみんな、市長を含めて東京のほうに陳情にまいったところでございます。その中で、菊地伊豆市長が、今年度5月に月ヶ瀬道の駅が防災道の駅として認定されましたというお話を御紹介されまして、これで函南のゲートウェイ、それから月ヶ瀬の道の駅、二つ広域の防災拠点ができたと、次は下田北インターだと。下田北インターで防災拠点ができるというようなお話をされまして、県のほう、あるいは関係の皆さんの中ではそんなことかなというようなことを確認したところでございますが、現在、処理土をどうするのかというところで、処理土を処理する場所が足りないんじゃないかという議論が一部あります。それから、一昨日だったか、南伊豆町の議会で、みなと病院の跡地への盛土はちょっとできませんよというようなことが町長のほうから発言がありました。そんなところをお聞かせいただきたいのと、そろそろ136号線のメディカルセンターの近くの拡張工事が始まるというところで、もう伊豆縦貫道が下田に本当に入ってくるということが目に見えてくるというところで、処理土の関係と工事状況を最後にお尋ねして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） まず、伊豆縦貫自動車道の発生土の受入れですけれども、現状、下田で受け入れているのは、逆川インター付近の国道414号に隣接している須原の地区で、今後、受入れを予定しているのは、今、整備に取りかかっている箕作広場と、まだ先になりますが、敷根公園の隣接地となる敷根地区で、現在、下田北インター・チェンジ付近はまだ所有者の、地権者の意向確認をしている段階ですので、そういうところを検討しているところです。

発生土の受入れ自体は、国や県とか関係市町で発生土の量とか受入れの時期とか、利活用については定期的に情報共有・協議して調整しているところですので、今後も関係機関との連携を密にして、伊豆縦貫道の整備の促進のためにも、しっかりと対応していきたいと考えております。

また、伊豆縦貫道自動車道の整備自体は、現状、順調に進んでおりまして、もう河津下田道路2期で、先ほど言わされたように、国道135号の拡幅も行われているように、1期のインターチェンジの出口のところの仮橋等の工事も始まるとして聞いておりますので、それに伴って、今、下田市5丁目の交差点の改良とか下田港横枕線の拡幅とともに、国や県と市も連携しながら、支障のないような形で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） これをもって、7番 岡崎大五議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎認第1号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、認第1号 令和6年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（澤地 彩） それでは、認第1号 令和6年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開き願います。

認第1号 令和6年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度下田市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

この後、説明につきましては、着座にて行わせていただきたいと思います。失礼いたします。

それでは、決算書を御用意願います。

3ページから14ページにございます下田市一般会計歳入歳出決算書から御説明申し上げます。

まず、7ページ、8ページをお開き願います。

令和6年度の下田市一般会計の歳入予算現額140億1,591万1,000円に対しまして歳入総額

は138億3,232万934円、不納欠損額は1,079万8,629円、前年度比744万9,116円、40.8%の減。

収入未済額は1億6,513万2,161円、前年度比1,051万5,618円、6.0%の減でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

歳出予算現額140億1,591万1,000円に対しまして歳出総額は132億252万3,254円、歳入歳出差引額は6億2,979万7,680円で、前年度比1億3,513万893円の減となってございます。

前年度と比較いたしますと、歳入総額は1億7,339万5,226円、1.3%の増、歳出総額は3億852万6,119円、2.4%の増となっております。

翌年度繰越額は9,003万円、前年度比7,675万7,000円、46.0%の減。不用額は7億2,335万7,746円、前年度比2,326万7,119円、3.1%の減となっております。予算現額に対する執行率は、歳入98.7%、歳出94.2%でございます。

歳入について御説明申し上げます。

3、4ページにお戻りください。

歳入済額前年度比の順に申し上げます。

1款市税28億4,082万7,215円、前年度比は5,779万4,458円、2.0%の減。歳入に占める構成比は20.5%。税目別に見ますと、市税のうち、高い比率を占めるものは固定資産税、市民税でございます。固定資産税は1,632万7,316円の減。市民税では、法人市民税は1,424万7,268円増加したものの、定額減税の実施もあり、個人市民税は5,242万7,295円の減となってございます。

収入未済額は8,916万9,246円で、前年度比は1,490万9,098円、14.3%の減。不納欠損額は994万3,039円、前年度比768万6,686円、43.6%の減でございます。

2款地方譲与税、収入済額8,162万8,000円、前年度比553万5,000円、7.3%の増。

3款利子割交付金、収入済額115万2,000円、前年度比20万5,000円、21.6%の増。

4款配当割交付金、収入済額2,125万4,000円、前年度比655万4,000円、44.6%の増。

5款株式譲渡所得割交付金、収入済額3,665万1,000円、前年度比1,283万7,000円、53.9%の増。

6款法人事業税交付金、収入済額6,645万1,000円、前年度比860万7,000円、14.9%の増。

7款地方消費税交付金、収入済額5億4,938万8,000円、前年度比1,887万8,000円、3.6%の増。

8款環境性能割交付金1,113万6,009円、前年度比115万5,494円、11.6%の増。

9款地方特例交付金8,332万6,000円で前年度比7,546万3,000円、959.7%の増。主な要因

は、定額減税減収補填特例交付金収入によるものでございます。

10款地方交付税、37億749万6,000円、前年度比1億5,861万9,000円、4.5%の増。

11款交通安全対策特別交付金、137万2,000円、前年度比5万6,000円、3.9%の減。

5ページ、6ページをお開きください。

12款分担金及び負担金6,632万6,253円、前年度比670万3,737円、9.2%の減。不納欠損額は82万8,590円で、前年度比21万570円の増。収入未済額は172万9,709円でございます。

13款使用料及び手数料1億1,558万4,285円、前年度比134万9,467円、1.2%の減。不納欠損額は2万7,000円で、前年度比2万7,000円の増。収入未済額は405万8,320円でございます。

14款国庫支出金17億64万2,040円で歳入構成比の12.3%を占め、前年度比6,631万72円、3.8%の減。これは物価高騰対策に伴う重点支援交付金及び児童手当の拡充に伴う国庫負担金は増となるものの、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金が皆減になつたことが主な要因でございます。

国庫支出金のうち、物価高騰対策に係る交付金は3億5,599万4,200円で国庫支出金の20.9%、歳入構成比では2.6%を占めるものでございます。

15款県支出金6億1,405万1,569円で歳入構成比の4.4%を占め、前年度比4,518万6,167円、6.9%の減。

16款財産収入3,237万3,213円、前年度比864万1,556円、36.4%の増。主な要因は、市有地貸付収入の増によるものでございます。

17款寄附金4億2,581万2,200円、前年度比1,810万8,800円、4.1%の減。主な要因は、ふるさと納税寄附金の減によるものでございます。ふるさと納税寄附金は前年度比1,585万9,600円、3.6%の減でございました。

18款繰入金10億2,733万1,511円、前年度比3億9,378万3,427円、62.2%の増。これは財政調整基金による財源調整のほか、各基金の活用を図ったことによるものでございます。

19款繰越金7億6,492万8,573円、前年度比2億3,662万3,442円、23.6%の減。

20款諸収入3億6,889万66円、前年度比1億1,475万8,892円、45.2%の増。これは地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化に対する費用負担収入の増によるものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

21款市債13億1,570万円、前年度比1億9,950万円、13.2%の減。主な要因としましては、過疎対策事業債は増加したものの、新庁舎建設等に係る総務債、中学校解体事業等教育債の

減によるものでございます。なお、歳入決算額のうち、市税等の自主財源は56億4,207万3,000円で、前年度比1億9,659万4,000円、3.6%の増でございました。

地方交付税等の依存財源は81億9,024万8,000円で、前年度比2,319万9,000円、0.3%の減となりました。構成比につきましては、自主財源40.7%、依存財源59.3%で、自主財源の構成比は前年度より0.9ポイント増加しました。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

支出済額前年度比の順に申し上げます。

1款議会費1億1,686万9,396円、前年度比1,203万4,568円、11.5%の増。主な要因としては、新庁舎備品購入費の支出によるものでございます。

2款総務費32億4,614万6,748円、前年度比4,479万7,343円、1.4%の増で、これは主に新築棟・体育館活用棟の整備を中心とする新庁舎関連事業費のほか、地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化に伴う事業費の発生によるものでございます。

3款民生費40億1,437万2,800円、前年度比1,563万9,389円、0.4%の増。

4款衛生費10億6,582万2,347円、前年度比6,978万5,902円、6.1%の減。これは主に新型コロナワクチン接種事業の終了によるものでございます。

5款農林水産業費3億758万7,495円、前年度比2,558万1,803円、9.1%の増。これは主に林業振興事業の委託料等の増加によるものでございます。

11ページ、12ページをお開きください。

6款商工費4億6,487万6,622円、前年度比6,089万4,009円、15.1%の増。これは主にプレミアム付商品券発行事業の実施、宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金の実施、地域おこし協力隊の増員等によるものでございます。

7款土木費14億7,776万8,168円、前年度比1億7,283万7,034円、13.2%の増。主な要因は、市道維持補修工事費、都市公園維持管理委託及び維持工事費、また、市営住宅維持補修工事費の増によるものでございます。

8款消防費4億6,269万6,309円、前年度比652万5,003円、1.4%の減。

9款教育費11億3,430万5,157円、前年度比2,416万4,004円、2.2%の増。

10款災害復旧費1,605万4,238円、前年度比814万4,297円、103.0%の増。これは6月18日災の復旧事業費でございます。

11款公債費8億9,602万3,974円、前年度比2,074万4,574円、2.4%の増。

13ページ、14ページをお願いいたします。

2款予備費は、歳入歳出調整及び充用等の結果、1億7,885万円の残額でございます。

最終予算額に対する執行率は94.2%となり、翌年度繰越額9,003万円を除いた7億2,335万7,746円が不用額でございます。

続きまして、歳出決算事項別明細書で、事業別に主な支出を御説明申し上げます。

79、80ページをお開き願います。

2款総務費。

企画課0248政策推進事業では、教育振興事業及びグローカル推進事業の二つの事業を柱として、下田市グローカルCITYプロジェクトに取り組みました。各種事業を実施し、1,174万2,990円を支出しました。

81、82ページをお開きください。

0260ふるさと納税推進事業は、ふるさと応援寄附に係る諸経費で、主なものは返礼品1億2,703万3,091円の支出でございます。先ほど、歳入17款寄附金にて御説明申し上げましたが、新規返礼品の拡充やふるさと納税サイトの追加、情報発信に努め9,388件、4億2,459万2,400円の御寄附をいただきましたが、前年度実績と比較し1,585万9,600円の減となっております。

83、84ページをお開きください。

建設課0241公共交通推進事業では、高騰した原油価格等の事業者負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内公共交通事業者に対し、公共交通事業者燃料価格高騰対応補助金として2,524万8,000円を支出しました。

89、90ページをお願いいたします。

企画課0225新庁舎等建設推進事業は、令和8年度の庁舎機能全体移転に向けて、第2期工事として新庁舎の建設に着手いたしました。新築棟及び体育館棟の工事など、6億7,040万7,574円を全体で支出してございます。

111ページから116ページまでを御説明申し上げます。

防災安全課0860防災対策総務事務は、デジタル同報系防災行政無線蓄電池交換業務委託552万5,300円、新規事業としてGISスタンドアロン環境構築業務委託275万円、また、0864防災施設等整備事業では、令和5年度からの2年債務となる庁舎移転に伴う防災行政無線の親局移設工事等を実施し、8,612万3,500円を支出しました。

117、118ページをお願いいたします。

総務課0910電算処理総務事業では、システム標準化に対応するため、ガバメントクラウドリフト化対応業務委託9,739万150円、システム標準化移行準備業務委託2,862万900円のほか、システム管理及び改修に要する費用を支出しました。

次に、3款民生費です。125ページから128ページを御説明申し上げます。

まずは、125、126ページを御覧ください。

福祉事務所1020物価高騰対応重点支援給付金事業1,038万3,678円及び1021物価高騰対応重点支援給付金事業(子育て世帯等分)1億3,557万6,698円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響が大きい低所得者世帯に各10万円、子育て世帯への加算給付として子供1名につき5万円などを支給したものです。また、1022物価高騰対応重点支援給付金事業(調整給付)1億5,005万2,43円は、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方に給付を行ったものです。

131、132ページをお願いいたします。

1120障害福祉サービス事業では、障害福祉サービス費等扶助費4億7,859万8,148円を支給し、前年度比は3,290万7,025円、7.4%の増でございます。

139ページから142ページでございます。

1502児童手当支給事業、児童手当扶助費は、令和6年10月分から所得制限の撤廃及び高校生年代までの支給期間延長、第3子以降の多子加算など、制度拡充され、2億680万5,000円を支出しました。

155ページ、156ページをお願いいたします。

1751生活保護費支給事業、扶助費5億8,773万2,356円は、前年度比547万8,372円、0.9%の減で、被保護者数は年々減少傾向にございますが、令和6年度末の保護率は県下23市中、第3位となっております。

163、164ページをお願いいたします。

4款衛生費でございます。

市民保健課2040母子保健相談指導事業では、新たにSNSを活用した乳幼児健康相談に取り組んだほか、令和7年2月より市内に分娩施設がなくなったことに伴い、遠方施設での妊娠健診及び分娩に係る交通費などの補助を実施するなど、事業総額1,534万2,923円でございます。

次に、167、168ページをお願いいたします。

2080一部事務組合下田メディカルセンター負担事務は、負担金・出資金総額2億1,002万

1,000円の支出でございます。

173、174ページをお願いいたします。

環境対策課2300焼却場管理事務、下田市営じん芥処理場設備改修工事1,925万円など、総額2億41万1,547万円の支出でございます。

次に、5款農林水産業費でございます。

193、194ページをお願いいたします。

産業振興課3807漁港小規模局部改良事業、漁港施設の機能向上回復を図るため、田牛漁港及び白浜漁港のしゅんせつ工事を2件、2,004万2,000円で実施、3809田牛漁港海岸保全施設整備事業、第4次地震被害想定にて推計される津波被害に対応するため、田牛地区の津波避難施設整備事業を実施することとなっており、令和6年度には陸閘設備設計ほか3件、2,611万4,000円、令和5年度繰越明許分2,257万800円を支出いたしました。

次に、6款商工費でございます。

195ページから198ページについて御説明申し上げます。

産業振興課所管の4000商工総務事務事業から4130勤労者対策事業では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施したプレミアム付商品券発行事業補助金1,731万1,940円のほか、空き店舗等活用創業支援事業補助金752万円など、各種補助金を支出いたしました。また、4052企業誘致推進事業として、新たな関係人口創出や地域消費拡大などの促進を目的とし、新規事業デジタルノマド誘致モデル構築業務委託569万9,100円を支出し、環境及び体制の構築に取り組みました。

201ページ、202ページをお願いいたします。

観光交流課4250観光まちづくり推進事業、観光部門で地域おこし協力隊2名を受け入れ、地域おこし協力隊報酬費のほか、913万9,700円を支出しました。また、下田開港170周年記念のメイン行事として実施した黒船祭執行会補助金3,255万円ほか、合計11件、9,800万6,557円の各種補助金を支出しました。

めくっていただき、203ページ、204ページをお願いいたします。

4253世界一の海づくり事業では、下田市夏期海岸対策協議会補助金4,655万円のほか、総額4,920万円の補助金を支出いたしました。

次に、7款土木費でございます。

209ページから214ページについて御説明申し上げます。

建設課4550道路維持事業は、幹線市道、生活道路の舗装修繕、側溝の整備などのため、維

持補修工事等として13件、5,151万3,000円を実施しました。また、市道鵜島大浦線のり面の修繕工事を1億円で実施いたしました。

4700橋梁維持事業では、恵比須橋大規模修繕工事を6,000万円で実施したほか、本郷橋、志戸橋の大規模修繕工事を実施しました。

4800河川維持事業、市内の準用河川42本、普通河川123本の良好な維持管理のため、地域の修繕要望に対応しながら、令和6年度におきましては、河川護岸等修繕及び工事を23件、2,169万9,080円で実施しました。また、4900排水路維持事業では、33件、2,614万3,850円の修繕及び工事を実施しました。

8款消防費は223ページ、224ページをお願いいたします。

防災安全課5800下田地区消防組合負担事務、負担金3億9,812万1,000円の支出でございます。

次に、9款教育費でございます。

231、232ページをお願いいたします。

学校教育課6020奨学振興事業、主なものはニューポート市中学生派遣補助金の336万4,497円、また、小中学校グローカルCITYプロジェクト事業補助金424万4,840円は、国際的な視野と地域への愛着の両面を養う取組を推進するため、市内7小学校及び中学校に支出しました。

次に、233ページから238ページにわたります6050小学校管理事業でございます。

学校施設整備として、小学校特別教室の空調設備設置に係る設計業務を946万円で委託し、14室に空調設備設置工事を6,374万5,000円で実施しました。また、大賀茂小学校の体育館棟及び校舎棟の屋根防水工事1,318万9,000円を実施しました。

生涯学習課6600図書館管理運営事業より253ページ、254ページをお願いいたします。

車両購入499万3,960円は、コミュニティ助成金を受けて、積載量500冊、軽自動車型の移動図書館車の購入費として支出しました。

255、256ページをお願いいたします。

6701スポーツ推進事業では、地域おこし協力隊としてスポーツ振興部門で1名を新たに受け入れ、地域おこし協力隊報償費663万9,000円などを支出し、スポーツを通じた地域活性化に向けた取組の実施及びスポーツを生かしたまちづくりの推進に取り組みました。

259、260ページをお願いいたします。

学校教育課6800学校給食管理運営事業、賄材料費7,593万8,936円、学校給食調理配達等業

務委託5,991万4,800円のほか、総事業費1億7,673万7,366円を支出しました。児童生徒の給食費については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1食単価、小学生が260円、中学生310円を維持し、保護者負担の軽減を図りながら運営いたしました。

261ページ、262ページをお願いいたします。

生涯学習課6900下田市民文化会館管理運営事業、市民文化会館改修工事費1億170万3,400円は、エレベーター、小ホールスライドドア、外壁等の改修工事、小ホール舞台吊物設備更新工事費用でございます。

続きまして、269ページの実質収支に関する調書並びに1ページ、2ページの歳入歳出決算総括表について御説明申し上げます。

歳入歳出差引額6億2,979万7,680円から翌年度に繰り越すべき財源375万9,000円を差し引いた実質収支額は6億2,603万円8,680円で、翌年度への繰越額でございます。この6億2,603万8,680円から前年度実質収支額7億2,581万8,573円を差し引き、財政調整基金への積立金3億6,344万3,758円及び取崩し額6億2,000万円を加味した令和6年度実質単年度収支は、3億5,633万6,135円の赤字となりました。

278ページから280ページをお願いいたします。

4、基金でございます。

基金の決算年度末の現在高の合計額は33億1,015万3,000円でございます。各基金の決算年度中増減高及び決算年度末現在高は、記載のとおりでございます。

以上で、認第1号 令和6年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩します。35分まで休憩とします。

午後2時22分休憩

---

午後2時35分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 174ページにあります焼却場についての事務についてお尋ねしたいと思います。

この中で、新設の改良工事が1,925万円という具合に出ておりますが、この新設の改良工事の内容はどうであるのか。これは、この金額のみで完了するものであって、翌年度に引き継ぐというような、関連して引き継ぐというようなものがないのかどうなのかをお尋ねしたいと思います。そういう意味では、この焼却場の管理事務が、改良費が2,000万円程度で済むということであれば、この炉を継続して使うということは十分可能ではないかと、こういう具合に思いますので、そういう観点から質問したいと思います。

それから、主要な成果のほうに関連しまして、この大沢地区の産業廃棄物の監視委員会でございますが、主要な成果の226ページですが、監査委員会を4回やって、監視業務を11回やった、こういう具合に書いてございますので、大体月に一度は現地を御覧になって、監視業務を進められたということが分かるわけですが、本年度の2月に、御案内のように、このワイティービジネスは30ナノグラムもの排ガスを排出していたと報告を受けたわけですが、この11回の監視業務は、具体的にどういう具合に進められたのかと。それから、令和6年度の年1回のダイオキシンのばい煙調査については、たしか7ナノグラムというような報告を先日受けたかと思うんですが、そういうことから、どうして一、二か月しかたたないのに3倍もの事態になったのか、ちょっとその点についての、令和6年度の監視はどうであったのかも含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 1点目の、じん芥処理場の設備改修工事の内容でございますけれども、こちらが3点ございまして、燃焼ガスを冷却する設備があるんですけれども、そのガス冷却用の噴射水の加圧ポンプの取替え、1号炉と2号炉、これの取替えが1点、2個目が、主灰の、要は燃やした灰ですね。主灰の灰出しコンベアの減速機の交換、これが2点目。3点目として、煙突の根元の部分になるんですけれども、煙道ダクトという部分がございます、こちらの取替えをしたというのが、この1,925万円の内容となっておりまして、これが今年度に引き継ぐものなのかという話なのですけれども、毎年毎年、優先順位をつけて、緊急度の高いものから改修工事をやらせてもらっていますので、毎年2,000万円で済むのかというと、そういうわけではなくて、今年度につきましては、当初予算のときにも御説明しましたけれども、誘引ですとか押し込みとか再燃とか、各送風機があるんですけれども、こういったものの機器の交換や、今年度は飛灰ですね、主灰ではなくて、飛んでいった灰、こちらの灰のコンベアのチェーンの取替えを行っているところでございます。

もう一点の大沢地区監視委員会の監視の内容につきましては、詳細については昨日お答え

したとおりになって、各ごみの保管量ですか、灰の保管状況とか、各焼却炉ですか、バグフィルターの入り口の温度ですか、こういったものの確認をしているものと、あと、持ち込まれたごみのマニフェストの確認をしているというのが、監視を行っている作業になります。

令和5年度が7.4ナノグラムであったのに対して、令和6年度が30ナノグラムで、どうして3倍にもなったのかというところにつきましては、こちらはワイティービジネスさんへ事情聴取したときの内容になりますけれども、この2月に測定をしたときに、焼却途中でガスの冷却がうまくいかなくなつたので、800度ほどになるように温度管理をしながら燃やしたことろ、800度を下回る時間もあって、結果、30ナノグラムの排出があったという状況になっているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 分かりました。新年度予算のほうを見れば、大体この整備費が出てこようかと思いますので、改修をして使えば、この程度の費用で十分運転できると、こういう具合に思うわけです。

ただ、その実態の中で現場を見てみると、焼却炉に入るところのシャッター等はほとんど機能していなくて、壊れっ放しになっているんじゃないかと思うんです。恐らくつくった当初はエアーカーテン等もあって、臭いが外に出ないような仕組みになっていたかと思うんですが、そういう点は直接の焼却のほうに影響がないというので、恐らく後回しにしているのではないかと思うんですが、そこらを含めた改修をしていくという、修繕していくという見解はないのかどうなのか、担当課長というよりも副市長にお尋ねしたいと思います、その点は。

それから、それぞれの港湾、漁港の整備がされていようかと思いますが、特に吉佐美の漁港も白浜の漁港もあろうかと思いますが、それらの整備がなぜ必要になっているのかということと、この整備を進めていく中で、利用上の、漁業をやっている方の効果というんでどうか、そういうものをやはり検討していかなければならないんじゃないんじゃないかと思うんですが、特に田牛の漁港について言えば、板見の漁港もそうかもしれませんけども、砂が港に入ってきて、対応しなければならないという、これがもう毎年のことだということにならうかと思うんですが、漁港の整備と、そういう砂が漁港に入ってくることの、大変困難かもしれませんけど、きっちりした対策というのを研究して進めていく必要があるんではないかと

思うんですが、この点について、今年度はどのような対処方針を進めてまいったのかお尋ねしたいと。

それから、さらに大きな課題として、この本郷橋、橋梁の改修を今年度も進めてきたかと思うんですが、それぞれ建設から耐用年数が近づいてきて、改修していくべきやならないというような事情にあろうかと思いますが、令和6年度に続きます改修の計画や費用はどのようにになっているのか。大体、この令和6年度で大きなものが済んだのかどうなのか、併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 私からは、1点目のごみ焼却場のシャッターの関係で、私からちょっとお答えさせていただければと思います。

焼却施設の修繕につきましては、毎年、予算の時期の前に、当然、メーカーのほうとも話をして、悪いところを全部聞いています。大体、直すと幾らぐらいかかるのかも聞いているところです。

沢登議員がおっしゃるとおり、シャッターも具合が悪く、エアカーテンのほうも今はない状態となっております。メーカーと協議している中で、シャッターよりももっと重要度が高く、直してもらいたいところがありますよというところを言われていますので、シャッターも当然やりたいんですけども、優先順位をつけた結果、今のような形で順次、直させてもらっているというところになっております。ですので、繰り返しになりますけれども、エアカーテンやシャッターも当然やりたいんですけども、そちらは限られたお金の範囲内で工夫して取り組んでいる結果が、今のような状態になっているというところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 漁港の改修についてでございます。

こちらにつきましては、議員がおっしゃられたとおり、令和6年度につきましては、田牛漁港及び白浜の板見地区の小規模局部改良工事のほうをいたしました。こちらにつきましては、両方ともしゅんせつ工事ということで、基本的に、議員がおっしゃられたとおり、砂がたまるものですから、こちらをかき出さないと、漁業に支障があるということで、最低限、つまり、これをやらなければ漁業の維持が困難だということで、やらせていただいているという形になります。

こちらの根本的な改良という部分につきましては、なかなか海の潮の流れですか、どういったメカニズムで砂が入ってくるかと、その部分を根本的に解決する方法というのは、なかなか難しいというふうに思っています。ただ、今後、毎年毎年やらなければならないような状況になっていることは確かですので、根本的に解決策があるのかというのを今後、探っていきたいというふうに思っている所存でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 申し訳ございません、こちらの漁港を活用している漁業の方の収益がそれぞれ幾らあるのかというのは把握してございませんけれども、それぞれの個人の生活に関わっているものでございますので、そちらのほうにつきましては、承知のほうはしてございませんけれども、漁民の一人一人の生活を守るためというふうに思ってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私のほうからは、橋梁維持事業の関係でお答え申し上げます。

橋梁に関しては、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、令和6年度は恵比須橋、志戸橋、本郷橋等を行っておりますけれども、令和7年度につきましては、まだ中村橋が残っておりますので、そちらのほうを今後、修繕工事等を行う予定です。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号議案は、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ここに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたします。

## ◎認第2号～認第7号の上程・説明・質疑・委員会付託

次は、日程により、認第2号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 令和6年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（澤地 彩） それでは、認第2号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてから認第7号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6特別会計の決算につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案件名簿は2ページから7ページでございます。

提案理由は、各会計とも根拠法となる地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

着座にて説明させていただきます。

それでは、まず、認第2号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

282、283ページをお開きください。

歳入決算額523万6,640円、前年度比80万6,881円、18.2%の増。この主な要因は、土地賃付料の増によるものでございます。

284、285ページをお願いいたします。

歳出決算額167万6,470円、前年度比19万5,488円、13.2%の増でございます。主な要因は、財政調整基金繰入金の増によるものでございます。

歳入歳出差引額は356万170円、予算現額に対する執行率は、歳入135.9%、歳出が43.5%でございます。

次に、292ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額356万170円は、翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、令和6年

度の実質収支額であり、翌年度への繰越額でございます。

293ページをお願いいたします。

財政調整基金は、決算年度中に利子1万4,088円を含む149万88円を積み立てまして、決算年度末現在高は2,567万9,516円でございます。

続きまして、認第3号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

295、296ページをお願いいたします。

歳入決算額762万1,327円、前年度比187万3,125円、19.7%の減でございます。

297、298ページをお願いいたします。

歳出決算額653万5,566円、前年度比158万2,083円、19.5%の減でございます。

歳入歳出差引額108万5,761円、予算現額に対する執行率は、歳入99.3%、歳出85.1%でございます。

303ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額108万5,761円は、翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、令和6年度の実質収支額であり、翌年度への繰越額でございます。

続きまして、認第4号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

306、307ページ及び308、309ページを御説明申し上げます。

歳入歳出決算額は、ともに319万8,042円、前年度比15万4,982円、5.1%の増で、予算現額に対する執行率は、歳入歳出とも98.7%でございます。

続きまして、認第5号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

317、318ページをお願いいたします。

歳入決算額26億4,821万207円、前年度比1億6,175万3,740円、5.8%の減。歳入の主なものは、1款国民健康保険税及び4款県支出金でございますが、1款国民健康保険税は、収入済額が4億7,495万7,927円、不納欠損額は717万5,701円、収入未済額は7,495万9,400円、収入済額は、前年度比2,560万7,887円、5.7%の増でございます。

4款県支出金は、収入済額が18億2,778万7,187円、前年度比1億1,323万9,952円、5.8%の減でございます。

319、320ページを御覧ください。

歳出決算額25億6,553万713円、前年度比1億9,325万6,811円、7.0%の減で、歳入歳出差引額は8,267万9,494円で、予算現額に対する執行率は、歳入88.0%、歳出は85.2%でございます。

歳出の主なものは2款保険給付費で、支出済額17億4,516万4,895円、前年度比1億5,189万548円、8.0%の減、こちらは被保険者数の減少に伴うものでございます。

341ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額8,267万9,494円は、翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、令和6年度の実質収支額であり、翌年度への繰越額でございます。

342ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

令和6年度の国民健康保険事業基金は、2,004万3,644円積み立てて7,000万円取り崩したことにより、決算年度末残高は7,590万9,634円でございます。

次に、認第6号 令和6年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

343、344ページをお願いいたします。

歳入決算額28億4,158万4,271円、前年度比1,331万1,493円、0.5%の増。歳入の主なものは、1款保険料、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び8款繰入金でございます。

1款保険料は、収入済額5億2,074万2,720円で、不納欠損額571万2,900円、収入未済額815万5,980円で、収入済額の前年度比は350万2,720円、0.7%の増でございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び8款の繰入金を合わせまして、収入済額は21億9,203万7,619円、前年度比は846万1,531円、0.4%の増でございます。

345、346ページをお願いいたします。

歳出決算額26億2,158万644円、前年度比4,829万2,544円、1.8%の減で、歳入歳出差引額は2億2,000万3,627円となり、予算現額に対する執行率は、歳入98.4%、歳出は90.8%でございます。

歳出の主なものは、2款保険給付費22億8,437万65円で、前年度比4,450万7,177円、1.9%の減でございます。

375ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額は、2億2,000万3,627円は、翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、令和6年度の実質収支額であり、翌年度への繰越額でございます。

376ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

令和6年度における介護保険介護給付費準備基金は、8,514万8,645円積立てし、6,000万円取り崩したことにより、決算年度末現在高は4億9,848万9,268円でございます。

次に、認第7号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

377、378ページをお願いいたします。

歳入決算額4億7,353万1,884円、前年度比5,473万9,661円、13.1%の増。歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料3億4,538万円で、不納欠損額51万5,700円、収入未済額295万9,800円でございます。

収入済額の前年度比は4,877万8,400円、16.4%の増でございます。

379、380ページをお願いいたします。

歳出決算額4億6,919万7,884円、前年度比5,553万7,230円、13.4%の増。歳入歳出決算額がともに増加した要因は、被保険者数の増加に伴うものでございます。

歳入歳出差引額は433万4,000円で、予算現額に対する執行率は、歳入98.7%、歳出は97.8%でございます。

389ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額は433万4,000円、こちらは翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、令和6年度の実質収支額であり、翌年度への繰越額でございます。

以上、認第2号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてから、認第7号 下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6特別会計の決算について御説明申し上げました。

令和6年度下田市一般会計及び6特別会計の決算総額は、歳入が198億1,170万3,305円、歳出188億7,024万2,573円で、前年度と比較いたしますと、歳入5,398万7,733円、0.3%の増、歳出1億414万5,600円、0.6%の増でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、令和6年度下田市各会計歳入歳出決算について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、認第2号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第2号に対する質疑は終わります。

次に、認第3号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第3号に対する質疑を終わります。

次に、認第4号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第4号に対する質疑を終わります。

次に、認第5号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第5号に対する質疑を終わります。

次に、認第6号 令和6年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第6号に対する質疑を終わります。

次に、認第7号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに

対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第7号に対する質疑を終わります。

以上で、認第2号から認第7号までの各特別会計の決算認定に対する質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第2号から認第7号までの令和6年度下田市の各特別会計の歳入歳出決算6件につきましては、決算審査特別委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎認第8号～認第10号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、認第8号 令和6年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、認第9号 令和6年度下田市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について、認第10号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について、以上の3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 説明の前に、本日は皆様の大変な貴重なお時間をいただき、令和5年度下田市公営企業会計決算書及び公営企業の概要の訂正をさせていただきました。大変申し訳ありませんでした。今後、このようなことが絶対ないように厳重にチェックをするように心がけますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、認第8号 令和6年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、認第9号 令和6年度下田市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について、認第10号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について、一括して御説明申し上げます。

着座にての説明をさせていただきます。

それでは、議案件名簿の8ページから10ページをお開きください。

3 事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、同3事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

お手数ですが、令和6年度下田市公営企業会計決算書の御用意をお願いします。

まず最初に、決算書の1ページ目をお開きください。

令和6年度下田市水道事業報告書でございます。

1、概況、（1）総括事項でございます。

下田市水道事業における本年度の年間有収水量は305万4,000立方メートルと、前年度に比べ、6万1,122立方メートル、2%の減となりました。

総排水量は336万8,415立方メートルで、有収率は90.7%となり、昨年度に比べ、0.1ポイントの減となりました。

また、本年度の配水管破損件数は19件と、前年度に比べ、1件の増となっております。

本年度も漏水調査を行い、漏水防止に努めるとともに、石綿管布設替工事を実施しました。水道水源保護条例に基づく合併処理浄化槽設置事業に対し、3件の補助金を交付いたしました。

アの収益的収支、金額につきましては、消費税抜きの状況でございます。

事業収益は5億8,533万8,057円、事業費用は5億4,789万9,720円となり、この結果、経常利益及び当年度純利益が3,743万8,337円となりました。

事業収益の内訳は、営業収益における給水収益5億4,895万1,316円で、収益全体の93.8%を占め、供給単価は1立方メートル当たり179円75銭となりました。このほか、営業収益では、受託工事収益が141万7,915円、その他営業収益が802万5,858円となりました。

営業外収益では、他会計繰入金が491万9,634円で、内訳は消火栓維持管理負担金（課税支出分）が127万7,200円、消火栓維持管理負担金（不課税支出分）が64万2,434円、課長兼務負担金300万円となり、長期前受金戻入が2,118万5,119円、雑収益が78万4,411円、受取利息及び配当金が5万3,804円となりました。

一方、事業費用の内訳は、営業費用で原水及び浄水費が9,947万7,650円、配水及び給水費が7,151万4,785円と、施設の維持管理費に要する費用が全体の31.3%を占め、受託工事費が1,298万4,675円、業務費が2,448万1,255円、総係費が4,721万9,501円、資産の保有に伴う経費である減価償却費が2億5,556万4,353円、資産減耗費が19万6,788円、その他営業費用が6万7,285円となりました。

営業外費用は、企業債の支払利息が3,626万1,172円、雑支出が13万2,256円となりました。

給水原価は、1立方メートル当たり168円19銭となり、この結果、有収水量1立方メートル当たりの利益は11円56銭、料金回収率は106.87%となるものでございます。

続きまして、次ページ、2ページ目をお開きください。

イの資本的収支の状況、これは消費税等込みです、でございます。

資本的収入1億9,811万円、資本的支出は5億2,812万2,145円の事業執行となりました。収入の内訳につきましては、企業債が1億9,120万円、他会計からの補助金333万3,000円、県費補助金357万7,000円でございます。

また、支出の内訳は、建設改良費が3億8,501万1,484円、企業債償還金が1億4,238万3,389円、その他資本的支出が72万7,272円となっております。

建設改良費の主な内容は、改良工事費が3億7,149万9,862円で、西本郷地区配水管改良工事、長瀬取水場導水ポンプ電動弁の改良工事、新武山配水池関連の工事を行ったほか、第6次拡張事業費として1,346万4,000円、上大沢地区の配水管拡張工事、固定資産購入費が4万7,623円で、市内の各所に新設量水器を整備しました。

また、本年度の企業債償還額は1億4,238万3,389円で、年度末残高は32億6,268万9,433円となるものでございます。

なお、資本的収支が資本的支出額に対し不足する額、3億3,001万2,145円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,286万8,432円、当年度損益勘定留保資金2億3,442万3,022円、減債積立金6,272万691円で補填いたしました。

ウの消費税及び地方消費税の状況でございます。

事業執行に伴う本年度の仮受消費税及び地方消費税は5,590万1,037円、仮払消費税及び地方消費税は5,062万5,749円となり、納税計算端数処理及び貸倒れに係る税額等の計算を行いましたところ、本年度における消費税及び地方消費税額は526万6,500円の納付となりました。

以上が、本年度における概要でございます。今後もより一層、改善・合理化を図り、水道事業の健全運営に努力する所存でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

エの各年度給水原価算出表と、オの各年度供給単価算出表は、令和2年度から令和6年度までの一覧表でございます。

4ページをお開きください。

（2）経営指標に関する事項です。

中段の表は、令和4年度から令和6年度までの経営指標の推移を示したものでございます。

令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、経常費用が増加し、経常収益が減少したため、前年度比2.95ポイントの減、106.83%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は前年度比2.46ポイントの減の106.87%となりましたが、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされている100%を上回っております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1.30ポイントの増の60.69%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比1.07ポイントの増の43.16ポイントと、施設の老朽化が進んでいるのに対して当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度比0.16ポイント減の0.07%となりました。これは、いまだ更新需要のピークを迎えていないこと、管路以外の施設の更新を優先的に実施しているためであり、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き、計画的な施設更新を行ってまいります。

下段（3）は議会議決事項でございます。

5ページを御覧ください。

上段の（4）は、行政官庁許認可事項の一覧表でございます。

中段（5）は、職員に関する事項でございます。

令和6年度は、条例定数14名に対し、令和5年度末と同様の正規職員10名と会計年度任用職員3名の総勢13名により業務を行っております。

下段の（6）料金その他、供給条件の設定、変更に関する事項でございますが、該当事項はございません。

6ページから14ページまでは、1ページ、2ページの概況で説明させていただきましたので、内容及び内訳は記載させていただいてありますので、御覧ください。

続きまして、決算書になります。

15ページ、16ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出でございます。

ここも、1ページ及び2ページの中、事業報告書の概要にて説明をさせていただきましたので、割愛させていただきます。

17ページをお願いします。

令和6年度下田市水道事業損益計算書で、ここに記載されている金額は、消費税抜きの金

額でございます。

1の営業収益は5億5,839万5,089円、2の営業費用は5億1,150万6,292円で、営業利益は4,688万8,797円になるものでございます。

次に、3の営業外収益は2,694万2,968円、4の営業外費用が3,639万3,428円となり、経常利益が3,743万8,337円となり、5の特別利益、6の特別損失はございませんので、当年度純利益も同額の3,743万8,337円となるものでございます。

前年度繰越利益剰余金はなく、その他未処分利益剰余金変動額が6,272万691円でしたので、当年度未処分利益剰余金は1億15万9,028円となるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

令和6年度下田市水道事業剰余金計算書でございます。

こちらも消費税抜きの金額となっております。

まず、資本剰余金でございますが、当年度の変動はございません。その結果、令和6年度末の残高は144万4,400円となるものでございます。

次に、利益剰余金でございます。

まず、減債積立金は、上段の表の下から6行目、前年度処分後の残高4億3,201万1,026円から当年度減債積立金取崩額6,272万691円を差し引いた3億6,929万335円が当年度末の残高になるものでございます。

建設改良積立金は、当年度の積立額はなく、残高は3,000万円でございます。

当年度未処分利益剰余金は、前年度処分後の残高はなく、減債積立金取崩額6,272万691円に当年度純利益3,743万8,337円を加えた1億15万9,028円が当年度の残高となります。

次に、18ページ下段の令和6年度下田市水道事業剰余金処分計算書でございます。

下段の令和6年度水道事業剰余金処分計算書でございますが、当年度末残高未処分利益剰余金1億15万9,028円につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき制定いたしました下田市水道事業及び下水道事業における剰余金の処分等に関する条例第2条第1項に基づき、未処分利益剰余金につきましては、資本的支出の補填財源として使用した6,272万61円を資本金に組み入れ、残高の3,743万8,337円のうち、減債積立金に2,743万8,337円、利益積立金に1,000万円を積み立てる処分を行ったものでございます。

次に、20ページをお開きください。

令和6年度下田市水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資産合計は末尾に記載してございます金額、72億8,708万3,520円で、前年度

決算に比べて 1 億9, 519万8, 026円の増となっております。

21ページを御覧ください。

負債の部で、負債の合計は、38億9, 298万2, 798円でございます。

22ページをお開きください。

次に、資本の部で、資本の合計は33億9, 410万722円、末尾に記載してあります負債資本合計は72億8, 708万3, 520円で、20ページの資産合計の額と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

23ページを御覧ください。

令和 6 年度下田市水道事業キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローが 4 億139万1, 220円、投資活動によるキャッシュフローがマイナスの 3 億4, 596万324円、財務活動によるキャッシュフローが4, 881万6, 611円となり、資金増加額が 1 億424万7, 507円となるものでございます。

令和 6 年度資金期首残高 4 億4, 329万1, 878円に資金増加額を加えますと、資金期末残高が 5 億4, 753万9, 385円となるものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

注記でございますが、地方公営企業法施行規則第35条に基づき、添付してございます。

次に、25ページから36ページまでにつきましては、付属書類でございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、認第 9 号 令和 6 年度下田市公共下水道事業会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

引き続き、令和 6 年度下田市公営企業会計決算書をご用意をお願いします。

37ページをお開きください。

令和 6 年度下田市公共下水道事業報告書でございます。

1、概況、（1）の総括事項でございます。

本年度の汚水処理の状況でございますが、年間総処理水量が125万2, 388立方メートルで、前年度対比1. 5%の増、年間総有収水量が92万2, 149立方メートルで、前年度対比 3 万7, 553 立方メートルの減となり、有収率は73. 6%となりました。

有収水量は、コロナ禍から脱出後は好調であった昨年度に比べて落ち込み、ほとんどの月で前年同月を下回りました。最終的に、年間総有収水量は3. 9%の減となりました。

施設整備の状況につきましては、全体計画等の見直しを行ったことから、計画面積は

320.9ヘクタールに増え、本年度末整備面積は289.7ヘクタールに増えたため、これに対する整備率は90.3%、処理区域内人口普及率は44.4%で、接続率が74.7%となりました。

アの収益的収支の状況でございます。なお、金額は消費税抜きでございます。

本年度の事業収益は8億5,910万267円、事業費用は7億489万2,573円となりました。この結果、当年度の純利益は1億5,420万7,694円となりました。

事業収益の内訳は、営業収益における下水道使用料が1億4,871万9,610円で収益全体の17.3%を占め、有収水量1立方メートル当たりの使用料単価は161円28銭となりました。このほか、営業収益では、その他営業収益が2万4,546円となっております。

営業外収益では、他会計からの繰入金が4億7,865万5,000円で、収益全体の55.7%を占め、次いで、長期前受金戻入益2億2,597万6,562円、受取利息及び配当金8万212円、雑収益5万7,143円となりました。

一方、事業費用の内訳は、営業費用で管渠費が446万5,000円、処理場費が1億6,692万164円と、施設の維持管理に要する費用が全体の24.3%を占め、事業活動全般に関する経費である総係費が2,894万9,575円、資産保有に伴う経費である減価償却費が4億6,504万5,819円、資産減耗費が39万1,378円となりました。

営業外費用は、企業債の支払利息利息が3,843万3,655円で、雑支出が6万2,111円となりました。

汚水処理費は、2億39万5,850円で、年間総有収水量で除して算出した有収水量1立方メートル当たりの汚水処理原価は217円32銭となり、経費回収率は74.21%となりました。

イの資本的収支の状況でございます。なお、金額は消費税込です。

資本的収入は1億4,104万9,490円、資本的支出は5億3,710万8,437円の事業執行となりました。

収入の内訳は、企業債が5,900万円、国庫補助金が4,920万円、一般会計からの出資金が3,234万5,000円、受益者負担金が50万4,490円で、支出の内訳が建設改良費が1億4,937万5,668円、企業債償還金が3億8,773万2,769円となっております。

次に、38ページをお開きください。

建設改良費の主な内容です。

管渠整備事業が3,577万3,949円で、アクションプランに基づく未普及対策として中地区的管渠整備を実施し、処理場改良事業費が1億1,360万1,719円で、下田浄化センター濃縮設備更新工事、下田浄化センター空調・換気設備更新工事や下田浄化センター反応タンク設備更

新工事を実施しました。

また、本年度の企業債償還額は3億8,773万2,769円で、本年度末の残高は37億7,115万4,528円となっております。

なお、資本的収入が資本的出資に対して不足する額3億9,605万8,947円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額703万7,370円、当年度分損益勘定留保資金2億3,946万635円、減債積立金取崩額1億261万1,148円及び当年度利益剰余金処分額4,694万9,794円で補填をいたしました。

ウの他会計からの繰入金の状況です。

本年度は、収益的収入で他会計負担金として4億7,865万5,000円、資本的収入で他会計出資金3,234万5,000円、合計5億1,100万円の繰入れを受けました。これは、総務省が定めた「地方公営企業法繰出金について」に基づくものであり、他会計負担金は、分流式下水道等に要する経費として、資本費の一部に対して繰入れを受けたもの、他会計出資金は企業債の償還に要する経費として同通知に定められた企業債の元金償還金の一部に対して繰入れを受けたものです。

エの消費税及び地方消費税の状況です。

事業の実施事業の執行に伴う本年度の借受消費税及び地方消費税額は1,487万4,570円、仮払消費税及び地方消費税額は2,981万7,499円となり、特定収入に係る税額、貸倒れに係る税額等の計算を行った結果、本年度における消費税及び地方消費税は1,042万1,337円の還付となりました。

なお、前出の他会計負担金等には、充当先が減価償却費等の資本費であることから、特定収入以外の不課税収入として取り扱いました。

以上が、本年度の概要です。

今後もより一層、改善合理化を図り、公共下水道事業の健全経営に努力する所存でございます。

続きまして、39ページを御覧ください。

オの各年度使用料単価算出表と、カの各年度汚水処理原価算出表でございます。

令和2年度から令和6年度までの税抜値を示した一覧表を記載させていただきました。

続きまして、40ページをお開きください。

上段の（2）は経営指標に関する事項で、中段の表は、令和2年度から令和6年度までの経営指標の推移を示したものでございます。

令和6年度決算における経営成績につきましては、経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を大きく上回っていますが、この要因としましては、収益の55.6%を占める一般会計からの負担金によるところが大きく、有収水量はコロナ前の水量に戻っていない状況にあります。

また、令和6年4月1日から下水道使用料の改定を行ったため、使用料単価は向上したものの、有収水量が減少したことから、下水道使用料の伸びは少なくなりました。また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は74.21%となり、事業に必要な費用を使用料で賄えている状況とされる100%を下回っており、不足分につきましては、一般会計からの繰入れを行っております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比3.56ポイント増の22.52%となっており、一見、老朽化の度合いは低いように思えますが、施設は令和4年の供用開始から約30年が経過しております。

下段の（3）は、議会議決事項でございます。

続きまして、41ページを御覧ください。

上段の4は、行政官庁許認可事項の一覧でございます。

中段の（5）は職員に関する事項でございます。

令和6年度は、水道事業との兼務である課長職を除く正規職員4名、再任用職員1名、会計年度任用職員1名の総計6名により業務を行っております。

下段の（6）は、料金、その他供給条件の設定変更に関する事項でございます。

ア、下田市下水道条例の一部改正を行い、令和6年4月1日より施行しました約20%の改定を行い、最下段に下水道使用料の比較表を掲載させていただいております。

続きまして、42ページから49ページまでは、概況で説明させていただきましたので、内訳及び内容を記載させていただきましたので、御覧ください。

続きまして、決算書になります。

51ページ、52ページをお開きください。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出でございますが、ここも37ページから38ページの事業報告書の概要にて説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

次に、53ページを御覧ください。

令和6年度下田市公共下水道事業損益計算書で、ここに記載されている額は消費税抜きの額でございます。

1の営業収益は1億4,874万4,156円、2の営業費用は6億6,577万1,936円で、営業利益はマイナスの5億1,702万7,780円となるものでございます。

次に、3の営業外収益は7億476万8,917円、4の営業外費用が3,849万5,766円で、経常利益が1億4,924万5,371円となり、5の特別利益が558万7,194円となり、6の特別損失が62万4,871円となり、合計で1億5,420万7,694円となるものでございます。

前年度繰越利益剰余金はなく、その他未処分利益剰余金変動額1億261万1,148円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は2億5,681万8,842円となるものでございます。

次に、54ページ、55ページをお開きください。

令和6年度下田市公共下水道事業剰余金計算書でございます。こちらも消費税抜きの金額です。

まず、資本剰余金でございますが、当年度の変動はございません。その結果、令和6年度末の残高は4億9,165万4,702円となるものでございます。

次に、利益剰余金でございます。

減債積立金は、前年度処分後残高1億261万1,148円から当年度減債積立金の取崩額1億261万1,148円を差し引いたゼロが当年度末の残高でございます。

利益積立金、建設改良積立金とともに期首残高はなく、年度も変動がないことから、当年度末はゼロでございます。

当年度未処分利益剰余金は、前年度処分後の残高はなく、減債積立金取崩額1億261万1,148円に当年度の純利益1億5,420万7,894円を加えた2億5,681万8,842円が当年度末の残高になります。

次に、54ページ下段の令和6年度下田市公共下水道事業剰余金処分計算書でございます。

当年度末残高2億5,681万8,842円につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき制定しました下田市水道事業及び下水道事業における剰余金の処分等に関する条例第2条第1項に基づき、資本的収支の補填財源として使用した1億4,956万942円を資本に組み入れ、残余の1億725万7,900円を減債積立金に積み立てる処分を行ったものです。

続きまして、56ページをお開きください。

令和6年度下田市公共下水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資産合計は末尾に記載していますように、金額は104億3,614万3,946円で、前年度決算に比べまして、3億3,877万653円の減となっております。

57ページを御覧ください。

負債の部で、負債合計は84億8,771万422円となっております。

58ページをお開きください。

次に、資本の部で、資本合計は19億4,843万3,524円となり、負債資本合計は104億3,614万円3,946円となるもので、56ページの資本合計の額と一致し、貸借対照表とは符合しているものでございます。

59ページを御覧ください。

令和6年度下田市公共下水道キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローが3億8,365万9,972円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス9,263万3,808円、財務活動によるキャッシュフローがマイナス2億9,638万7,769円となり、資金減少額がマイナス536万1,605円となるものでございます。

令和6年度の期首残高1億9,735万6,909円に資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が1億9,199万5,304円となるものでございます。

次に、60ページにつきましては、注記でございます。

地方公営企業法規則第35条に基づき、添付してございます。

次に、61ページから70ページにつきましては、付属書類でございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

○議長（中村 敦） ここで、会議時間を延長します。

○上下水道課長（土屋 剛） 引き続きまして、認第10号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

引き続き、令和6年度下田市公営企業会計決算書を御用意お願いします。

71ページをお開きください。

令和6年度の下田市漁業集落排水事業の報告書でございます。

1、概況、（1）総括事項でございます。

下田市漁業集落排水事業は、本年度より地方公営企業法を全部適用し、企業会計方式による経理処理へと移行するとともに、所管が産業振興課から上下水道課に移管されました。使用者戸数は91戸、区域内の復旧率は100%です。

汚水処理の状況は、年間総処理水量2万2,061立方メートルで、前年度対比11.9%の増、年間総有収水量が1万9,015立方メートルで、前年度対比0.2%の減となりました。有収率は86.2%となりました。

アの収益的収支の状況でございます。金額は消費税抜きでございます。

移行初年度の事業収益は3,266万6,500円、事業費用は2,513万1,629円となりました。この結果、経常利益が752万698円、当年度純利益は753万4,871円となりました。

事業収益の内訳は、営業収益における漁業集落排水施設使用料が234万9,690円で収益全体の7.2%を占め、有収水量1立方メートル当たりの使用料単価は123円57銭となりました。

営業外収益では、一般会計からの繰入金が1,536万円で収益全体の47.0%を占め、次いで長期前受金戻入益1,494万2,463円、受取利息及び配当金106円、雑収益68円となりました。

一方、事業費用の内訳は、営業費用で管渠費が5万8,560円、処理場費が513万4,491円と施設の維持管理に要する費用が全体の20.6%を占め、事業活動全般に関する経費である総係費が124万810円、資産の保有に伴う経費である減価償却費が1,848万9,307円となりました。

営業外費用では、企業債の支払利息が20万8,460円となりました。

汚水処理費は643万3,861円なので、年間総有収水量で除して算出した汚水処理原価は1立方メートル当たり338円36銭となり、経費回収率は36.52%となりました。

イの資本的収支の状況でございます。こちらにつきましては、消費税込みという形になります。

資本的収入464万円、資本的支出662万9,234円の事業執行となりました。

収入は全て一般会計からの出資金、支出は全て企業債の償還金となっております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する198万9,234円は、当年度分損益勘定留保資金198万9,234円で補填しました。

続きまして、72ページをお開きください。

ウの一般会計からの繰入金の状況です。

移行初年度は、収益的収入で他会計負担金として1,536万円、資本的収入で他会計出資金として464万円、合計2,000万円の繰入れを受け入れました。こちらにつきましても、公共下水道と同じなんですが、総務省が定めた「地方公営企業繰出金について」に基づくものであり、他会計負担金は分流式下水道等に要する経費として、資本費の維持に対して繰入れを受けたもの、他会計出資金は、企業債の償還に要する経費として、同通知に定められた企業債の元金償還の一部に対して繰入れを受けたものとなっております。

エの消費税及び地方消費税の状況です。

事業の執行に伴う本年度の仮受消費税及び地方消費税は23万4,969円、仮払消費税及び地方消費税の額は54万95円となりました。

本年度における消費税及び地方消費税は30万5,190円の還付となりました。なお、前出の

他会計負担金は、充当先が減価償却費等の資本費であることから、特定収入以外の不課税収入として取り扱いました。

以上が本年度の概要です。今後もより一層の改善、合理化を図り、漁業集落排水事業の健全運営に努力する所存です。

73ページをお開きください。

オの令和6年度使用料単価算出表と、カの令和6年度汚水処理原価算出表でございます。

なお、参考までに、令和3年度から令和6年度までのそれぞれの税込値を示した一覧表を記載させていただきました。

令和5年度以前につきましては、それぞれ法適用前と、以前につきましては、法適用後と計算式に違いがあります。

74ページをお開きください。

令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は健全経営の水準とされる100%を大きく上回っていますが、要因として、収益の47.02%を占める一般会計からの負担金によるところが大きく、有収水量ではコロナ前の水量に戻っていない状況にあります。

令和6年4月1日から排水施設使用料を改定したため、使用料単価は向上したものの、料金水準の妥当性を図る経費回収率は37.06%となり、事業に必要な費用で、使用料で賄えている状況とされる100%を大きく下回っております。不足分につきましては、一般会計からの繰入れを行っております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は6.16%となっており、一見、老朽化の度合いは低いように思えますが、施設は平成7年の供用開始から約30年が経過しており、年々老朽化が進行しております。

下段（2）は議会議決事項でございます。

75ページをお開きください。

上段の（3）は行政官庁許認可事項で、該当はございません。

中段（4）は令和6年度末の職員数及び移動の推移でございますが、産業振興課から上下水道課への所管替えがあったため、課長は水道事業から、課長以下は公共下水道事業との兼務となっております。

下段の（5）料金、その他供給条件の設定及び変更に関する事項でございます。

ア、下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例を一部改正し、令和6年4

月1日より施行しました。約11%の改定を行い、最下段に集落排水施設使用料の比較を掲載させていただいております。

76ページをお開きください。

工事等でございますが、令和6年度、資産の取得はございません。

(1) 改良工事の概要から (4) 保存工事の概要につきましても、該当がございません。

中段に (5) の修繕の概要を列記してございますので、御確認ください。

77ページを御覧ください。

3、業務アは、令和6年度の業務量を列記してございます。

78ページから81ページまでは、概況で説明させていただいたため、内訳及び内容については御確認をお願いいたします。

81ページをお開きください。

中段に記載の下田市田牛集落排水事業特別会計（法適用前）は、令和6年3月31日をもつて閉鎖し、同会計における債権及び債務については、法適用後の下田市漁業集落排水事業会計に引継ぎを行いました。

続きまして、決算書になります。

83ページ、84ページをお開きください。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出でございますが、ここも71ページ、72ページの事業報告の概要にて説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

85ページをお開きください。

令和6年度下田市漁業集落排水事業損益計算書で、ここに記載されている金額は消費税抜きの額でございます。

1の営業収益は234万9,690円、2の営業費用は2,492万3,168円で、営業利益につきましては、マイナスの2,257万3,478円となるものでございます。

次に、3の営業外収益は3,030万2,637円、4の営業外費用が20万8,461円で、経常利益が752万698円となり、5の特別利益が1万4,173円となりまして、当年度純利益が753万4,871円となるものでございます。

前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額もないため、当年度末未処分利益剰余金は753万4,871円となるものでございます。

続きまして86、87ページをお開きください。

令和6年度下田市漁業集落排水事業剰余金計算書でございます。こちらも税抜きとなって

おります。

まず、資本剰余金ですが、当年度の変動はございません。その結果、令和6年度末の残高は101万4,000円となるものでございます。

次に、利益剰余金でございます。

当年度未処分利益剰余金は753万4,871円となりました。

当年度の純利益753万4,871円が当年度末の残高となります。

続きまして、86ページ下段の令和6年度下田市漁業排水集落事業剰余金処分計算書でございます。

当年度末残高753万4,871円につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき制定しました下田市水道事業及び下水道事業における剰余金の処分等に関する条例第2条第1項に基づきまして、年度末未処分利益剰余金753万4,871円を減債積立金に積み立てる処分を行ったものです。

続きまして、88ページをお開きください。

令和6年度下田市漁業集落排水事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資産合計は末尾に記載してございます金額3億205万7,046円となっております。

89ページを御覧ください。

負債の部で、負債合計は2億8,659万1,024円でございます。

90ページをお開きください。

次に、資本の部で、資本合計1,546万6,022円となり、負債資本合計は3億205万7,046円となり、88ページの資本合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

91ページを御覧ください。

令和6年度下田市集落排水事業キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローが1,171万8,741円、投資活動にキャッシュフローがなく、財務活動によるキャッシュフローがマイナス198万9,234円となり、資金増加額が972万9,507円となるものでございます。

令和6年度の資金期首残高765万6,904円に資金増加額を加えますと、資金期末残高が1,738万6,411円となるものでございます。

次に、92ページを御覧ください。

注記でございますが、地方公営企業法施行規則第35条に基づき添付してございます。

次に、93ページから99ページにつきましては、付属書類でございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、認第8号 令和6年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、認第9号 令和6年度下田市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について及び認第10号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計歳入歳出決算認定の説明についてを終わらせていただきます。御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩します。25分まで休憩します。

午後4時13分休憩

---

午後4時25分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の説明は終わりましたが、説明の訂正を求められておりますので、許可いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 大変申し訳ありません。私のほうが言い間違いと、あと、滑舌がすごく悪くて、皆さんにはお聞き苦しかったと思います。

まず、公営企業会計の決算書の2ページをお願いします。

イ、資本的支出の状況で、8行目中段にあります固定資産購入費につきまして、正しくは4万7,622円です。

続きまして、37ページをお願いいたします。

アの収益的収支の状況の7行目、長期前受金戻入益2億2,597万6,562円が正しいです。

続きまして、40ページ、（2）の経営指針に関する事項の下から3行目の最後のほうになりますが、前年度比3.59ポイントが正しいです。

続きまして、71ページ、総括事項の4行目、年間総処理水量2万2,661立方メートルが正しいです。大変言い違いをしまして申し訳ありませんでした。

○議長（中村 敦） それでは、これより各議案ごとの質疑を行います。

まず、認第8号 令和6年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第8号に対する質疑を終わります。

次に、第9号 令和6年度下田市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第9号に対する質疑を終わります。

次に、認第10号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） この81ページを見ますと、本年度より地方公営企業会計の全部適用をしたということでございますが、全部適用した意味はどこにあるのかと。そして、この全部適用をしてどうしようとしているのかということの観点からお尋ねしたいと思います。

資料のところの73ページをお開きいただきたいと思いますが、そこの73ページの上から2段目の表で、令和6年度の法適用前との比較という表ですが、件数は546件、有収水量が1万9,015立米ですか、排水処理施設が258万4,659円と、こういう具合になっているわけですが、使用料単価が135円93銭と、この使用料単価が令和5年度と比べますと、大変増えていると。その理由は、排水施設の使用料が上がっているからということになろうかと思うんです。

546件の1件当たりは約4,734円だと、こういうことになっているわけですが、そうしますと、その下の各年度の汚水処理原価の338.36円と使用料の123.57円、これを比べますと、結局、124円何がしが、この数字は、汚水処理原価の338.36円まで引き上げなければ、100%にならないと、こういうことを意味しているんだと思うんです。そういうことをやろうとしているのかということをお尋ねしたいと。

それから、法適用前との比較というところで見ますと、汚水処理経費が697万3,956円と違う数字に、643万3,861円と違う数字になっているわけですが、これはどういうことかお尋ねしたいと。

それから、71ページの、そういう形で見ていきますと、漁業集落排水の使用料が234万9,690円だと、こういう具合な数字もそこに出でておりますので、この数字はどういう具合になっているのかと。それらのものの数字は、恐らくこの94ページの費用の部の、この経費のほうと、足したもののが同じ数字になってこなければならないと思うんですが、それらについて

て御説明いただけだとありがたいと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） では、まず最初に、法を適用する意味はあったのかということなんですが、一応、国からの指導で、全て法を適用しなさいと。法適化して、特別会計だと見えない部分の経費の部分を見る化しろというふうな指導がありましたので、法適用したことです。

それと、金額につきましては、法適化しますと、それぞれ税抜きの金額で本来ならやるべきになるんですが、それであると、ここ数年の比較ができませんので、税抜きの数字を使わせてもらっているということです。

現状としましては、今の使用料単価を汚水処理原価まで上げることはする予定はありませんが、たしか令和5年の12月の議会のときにも、令和9年度の4月から公共下水道の使用料単価と同等にしたいというふうなことを皆さんのはうには伝えてあったかと思います。ですので、現状としては、令和9年度になりますと、使用料単価のはうが若干上がるかもしれませんが、338円までは上げるということは考えておりません。

それと、73ページの各年度汚水処理原価算出表の汚水処理費の違いは、税込と税抜きの違いということになりますので、公営企業になりますと、いろいろな費用なり収益には税抜きを使いますので、そこはその差額が出ているということで御理解願えればと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 下水道の公共下水道のはうと同じ単価にするという方向でいくんだと、そういうことでございますが、そうしますと、この漁業集落排水としての会計の意味があるのかと。公共下水道の一分野としていく、そういう会計にしていくのかと、一体の会計にしていくのかというのは疑問が出てくるわけですけども、この田牛漁港だけを別個にする意味合いというのは、逆に言えば、どこにあるのかと。

それから、もう一点、643万3,861円と下の比較表は、消費税を含んだ金額だと、そういう具合な御回答でございますが、概算してみると、消費税は10%だと思うんですけど、そうすると、697万3,956円にならずに、約700万円ぐらいになろうかと思うんですけども、ちょっと自分の消費税の理解の仕方が違うのか、後ほどで結構ですが、お教えいただきたいと思います。

そうしますと、実態は546件とかになっていますが、91戸は、恐らく90戸になり、80戸に

なっていくっていうような、こういうことを考えざるを得ないと思うんです、当時の現状を考えた場合。そうしますと、観光客や子供たちが田牛に遊びに来てくれなければ、下水道のほうが増えるというようなことは、想定がちょっとできないかと思うんですけども、4割、37.0%ですから、経費回収率がですね。国から幾ら指導されたからといって、こういう会計にする意味合いがまさにどこにあるのかというような、手續ばかり余分にかかるって、そして実態は、一般会計からの繰入れなくしては、この事業は続かないというのは目に見えているんじゃないかと思うんですけども、国の指導の危うさというのを感じざるを得ないと思うんですけど、どうして国の指導が正しいという具合に皆さんは考えてこんな会計にしたのか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） まず、消費税のことから、一応御回答したいと思います。

消費税には課税される場合と課税されない場合のものがありますので、その部分の差額が非課税とか不課税の部分の差額が出ていますので、単純に10%という形にはなっていないということです。

それと、一応、漁業集落排水と公共下水道を一緒にするのかというふうな話なんですが、これは一緒にちょっとできないものですから、統合するということはしません。会計処理とその支払い等については、同じ下水道係のほうではやりますが、あくまでも施設が別物になりますので、それぞれに分けて今、やっているところです。

それと、国からということなんですが、要するに、国は例えば、今、たしか平成31年度に下水道事業特別会計が下水道事業会計に、要するに法適化されたと思うんですよ。そのときは人口が、たしか3万人を超えるところは全部しなさいよと、それについては、まだいいよというふうな話だったと思うんですが、結局のところ、下水道事業特別会計も、そのほか、下田は田牛の漁業集落排水会計なんですが、そのほかの農業集落排水とか、そういう会計も全て公営企業化にして、どれだけ資産を持っていて、その償却率がどれだけ分かるのかというのに全て会計を統一しなさいよというふうな話でしたので、漁業集落排水事業も公営企業になったということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 本企業会計について、私が議選の監査委員になる前に決算審査が終わっ

てしまっておりますので、議員としての質問をさせていただきたいと思います。

決算書で言いますと、72ページから77ページにかけてでございます。

72ページの下段においては、三つの公営企業会計全てにおいて、一層の改善合理化を図り、事業の健全経営に努力する所存という記載がございます。こちらの漁業集落排水事業会計については、77ページの業務の表を見る限り、接続率100%、また、処理区域内の人口密度も前年から減っておりますし、有収率も前年から減っているというところで、公共下水道会計のように接続率の向上といった改善の具体的な指標がないと考えております。また、これまで処理方式であったり処理槽の減というものをされているかと思いますが、具体的にこの改善合理化というものは、どのようなものを考えておられるか、また、公営企業会計に移ってどのような検討がされているかを質問させていただきます。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） では、72ページの健全経営ということなんですが、あと、人口減によって改善ができるのかというふうな話だと思います。

確かに議員がおっしゃっていることは分かるんですが、供用開始から30年がもうたっていまして、新しく建てる人もいる可能性もありますが、そうなった場合に、今まで接続した人についての対応を取っていかなければならないというのもありますので、そこを今後どうするのかというのにつきましては、課内で検討しているところでございます。

田牛地区だけが人口減ということではなくて、下田市内、どこでも人口が減っているということで、水道事業についても減っています。公共下水道事業については、接続率のアップもありますが、やはり人口減少に鑑みたというところでございます。

そういうことで、今後の対応については、かなり今、検討させてもらっている状況となります。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 詳細な審査は決算審査特別委員会でもお願いしたいと思いますが、過去に一般質問の中で下水道事業3事業ということで、市民の負担の均一化ということで質問させていただいている中で、南伊豆町のほうで、平成28年から令和3年にかけて、入間地区の漁業集落排水を浄化槽に転換した事例というものを少し見させていただいておりまして、当時、入間地区は68件を浄化槽を設置したということで、田牛地区が今、91世帯ということで、そういう検討をしているというような答弁を少し期待しておりましたが、そういう切替

えについても検討されているということでよろしいか教えていただければと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 切替えについては、先進地の事例もありますので、そこら辺を確認しながら、今後、対応していきたいと考えております。  
以上です。

○議長（中村 敦） 副市長。

○副市長（高野茂章） 今、江田議員の言った南伊豆の下流の、全部合併処理槽に変えた事例は知っております、全家屋、全世帯に過疎債を使って、ちょっと記憶だと200万円ぐらい払ったというのは伺っております。今後、将来的には、そういうことも視野に入れて考えていかなければならぬというふうに思っております。

今現在、この接続率100%で、もう面積も変わらない、人口減少があるというのは本当に事実でございますので、あと、うちのほうの今の処理経費を技術的にどういうふうに下げていくのか、下げるのかというのも、一つの勉強のうちだと思っておりますので、そこもちょっと考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありますか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 田牛の人口減少はかなり進んでいる、これは子供が何人いるかということ、小学生、中学生が何人いるかということを見れば、非常に深刻な今、状況に差しかかっているというふうに考えられるわけですね。この漁業集落排水施設の今後の展望として、人口のシミュレーションと漁業集落排水施設の経費ですよね。そこら辺のバランスを今、江田議員がおっしゃった浄化槽に替えていくという一つの指標みたいなものをお示しいただくことも、つくっておくことも必要ではなかろうかというような、そのぐらい人口減がかなり進んでいるという中で、今すぐこれを、この議会でやってくださいというわけじゃなくて、今後、それに向けたシミュレーションをつくっていただくということが現実的に必要になってきていると、もう先延ばしできないだろうというふうなところが、この74ページの経費回収率や何かを見ても分かるんではなかろうかと。この流れ、推移を見れば分かるんではなかろうかということで、これは要望ですけれども、ぜひとも人口シミュレーションと、それと、この漁業集落排水施設の必要性、そして浄化槽システムへの移行ということも視野に入れた計画を、ぜひとも上下水道課で一度検討していただくということを要望して、終わりたいと

思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 先ほどの江田議員の御意見同様、貴重な御意見として承ります。

一言申し上げたかったのは、現時点の人口動態をもって長期的な展望をすると、ひょっとすると下田市は、それでは、もうこれから道路も何も要らないんじゃないかと、こういう話になる可能性があります。私たちは人口をやっぱりある程度下支えするというか、逆に言えば、増やすぐらいの努力をする必要があるというふうに考えております。関係人口というカウントの仕方もございますので、いろいろな観点から物事を考えていきたいと思います。

いずれにしましても、直ちにするという意味ではないんですが、貴重な御意見として承りたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、認第10号に対する質疑を終わります。

以上で、認第8号から第10号の各会計の決算認定に対する質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第8号から認第10号の令和6年度下田市公共企業会計の歳入歳出決算3件につきましては、決算審査特別委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長より指名いたします。

1番 柏谷祐也議員、2番 大西將由議員、3番 浜岡 孝議員、4番 土屋 仁議員、6番 天野美香議員、7番 岡崎大五議員、8番 楠山俊介議員、10番 渡邊照志議員、11番 鈴木 孝議員、12番 沢登英信議員、以上の10名を決算審査特別委員会の委員に指名し、選任いたします。

ここで、ただいま選任されました委員の方は、決算審査特別委員会の正副委員長を互選していただきたく、委員会を開催していただきたいと思います。

委員の方は議会応接室へお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午後 4 時51分休憩

---

午後 4 時57分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

御報告申し上げます。

休憩中、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をいたしました結果、委員長に  
土屋 仁議員、副委員長に柏谷祐也議員が選出されましたので御報告いたします。

---

#### ◎報第4号、報第5号の説明・質疑

○議長（中村 敦） 次は、日程により、報第4号 令和6年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第5号 令和6年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の報告を求めます。

財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） それでは、報第4号 令和6年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿の11ページをお開きください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告するものでございます。

各指標につきましては、議案表中に記載のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は傍線表示、実質公債費比率は7.0%、将来負担比率は50.8%でございます。また、表中括弧内に記載の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第7条で定められたそれぞれの自治体の標準財政規模に応じた基準であり、本市の早期健全化基準を示しております。

早期健全化基準は、いわゆる黄色信号を示しているもので、本市の場合は、実質赤字比率が14.17%以上になると、早期健全化の対象となるものでございます。以下、他の指標も、本市の比率がそれぞれ記載された基準を超えた場合、早期健全化の対象となり、財政健全化

計画を策定することとなるものでございます。

それでは、健全化比率の内容につきまして、議案説明資料により御説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開きください。

健全化判断比率の概要でございますが、1の実質赤字比率は、一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市における普通会計に相当する会計は、一般会計下田駅前広場整備事業特別会計及び公共用地取得特別会計の3会計でございます。

この3会計の純計画において、繰上げ充用等の赤字額はございません。

なお、資料4ページ、1①表(純系)一般会計等に対する実質収支額の表の右下側を御覧いただきますと、実質赤字比率はマイナス9.41%で表示されておりますが、実質赤字比率は黒字の場合にマイナス表示されるということで、9.41%の黒字ということでございます。

資料の1ページにお戻りいただき、2の連結実質赤字比率でございますが、連結実質赤字比率は、下田市の全会計を対象にした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、この指標も実質赤字比率と同様、赤字額はございません。

説明資料の5ページ、総括表②連結実質赤字比率等の状況「令和6年度決算」の表の右側の一番下を御覧いただきますと、連結実質赤字比率はマイナス22.95%と表示されておりますが、実質赤字比率と同様、22.95%の黒字ということでございます。

説明資料の1ページにお戻りいただき、3の実質公債費比率でございますが、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、簡単に申しますと、通常得られるであろう税収、交付税、交付金などの一般財源等の収入のうち、どのくらいの割合が借金返済に充てられているかというものでございます。

説明資料6ページ、総括表③実質公債費比率の状況令和6年度決算の中段の一番右側にありますように、実質公債費比率は、3か年平均で地方債許可基準の18%を下回る7.0%となり、昨年度の6.8%と比較して、0.2ポイント悪化しております。単年度におきましては6.98160となり、前年度の7.25864から0.27704ポイント改善しております。

説明資料の2ページをお開きください。

4、将来負担比率でございますが、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、簡単に申しますと、現在の借金等の債務を解消するために、通常で得られるであろう税収、交付税、交付金等の一般財源等の収

入を充てたら何年分になるかというものでございます。

説明資料7ページ、総括表④将来負担比率の状況「令和6年度決算」の下段の一番右側にありますように50.8%で、前年度の46.8%と比較して、4.0ポイント悪化しております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第4号 令和6年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についての説明を終わります。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 続きまして、報第5号 令和6年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿の12ページをお開きください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、令和7年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告するものでございます。

議案説明資料の8ページをお開きください。

資金不足比率でございますが、これは公営企業法ごとにおける資金不足の状況を表したもので、この比率が高くなるほど当該企業の事業規模に比して、累積された資金不足が発生しております、公営企業としての経営状況に問題があることになります。

経営健全化基準は20%とされており、これを超えた場合は、実質赤字を解消するため、議会の議決を得た上で、経営健全化計画を定めなければなりません。資金不足比率は、資金の不足額を事業の規模で除して算出されます。ア及びイは額の算定式でございます。

次に、議案説明資料の次ページ、9ページから12ページまでが、資金不足比率に関する様式となっております。

11ページをお開きください。

一番右端の（8）の欄の法適用の各公営企業の数値は剰余額であり、不足額はなしとなります。結果、資金不足比率算定式の分子がゼロとなり、12ページをお開きください。一番左端、（9）の欄、資金不足比率は、傍線表示のなしとなるものでございます。

議案件名簿の12ページにお戻りいただきまして、表でございますが、下田市水道事業会計、下田市公共下水道事業会計、下田市漁業集落排水事業会計は、それぞれ資金不足なしとなるもので、傍線の表示、ゼロとなってございます。

大変雑駁な説明ではございますが、報第5号 令和6年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審査のほど、お

願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の報告は終わりました。

これより、各報告ごとに質疑を行います。

まず、報第4号 令和6年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

報第4号 令和6年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第5号 令和6年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第5号 令和6年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑を終わります。

---

#### ◎報第6号の説明・質疑

○議長（中村 敦） 次は、日程により、報第6号 債権放棄の報告についてを議題といたします。

当局の報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 続きまして、報第6号 債権放棄の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開きください。

本報告は、下田市債権管理条例第13条第1項の規定によりまして、債権の放棄をしたので、同条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

債権所管課は上下水道課で、債権名は水道料金でございます。

放棄の理由といたしましては、同条第1項第5号の事由、消滅時効によるものが27件、放棄額は11万360円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第6号 債権放棄の報告について御説明を終

わらせていただきます。よろしく御審査のほど、お願ひ申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の報告は終わりました。

報第6号に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 5号事由は、消滅時効は5年だったでしょうか。それから、27件の主なる業種としては、一般家庭ではなくて、旅館とか、そういう営業している部分でしょうか。あるいは一般家庭の債権だったでしょうか。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） では、最初に、この27件の内容はということなんですが、市民の方で、一般家庭の方になります。

それで、時効につきましては、令和2年4月1日から民法の改正がありまして、令和2年3月までは、水道料金につきましては、時効は2年ということでした。令和2年4月以降は5年というふうに延びております。

水道料金につきましては、要するに契約により料金が変わりますので、令和2年4月以前の契約の方については、2年の時効となります。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、報第6号 債権放棄の報告についてに対する質疑は終ります。

---

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

お疲れさまでした。

午後5時12分閉会